

平成28年9月13日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	朝 日 将 貴	2番	江 崎 貴 大
3番	加 藤 克 之	4番	高 橋 八重典
5番	永 井 利 明	6番	鈴 木 みどり
7番	那 須 英 二	8番	三 宮 十五郎
9番	早 川 公 二	10番	平 野 広 行
11番	三 浦 義 光	12番	堀 岡 敏 喜
13番	炭 竈 ふく代	14番	佐 藤 高 清
15番	武 田 正 樹	16番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

12番	堀 岡 敏 喜	13番	炭 竈 ふく代
-----	---------	-----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	下 里 博 昭	総 務 部 長	山 口 精 宏
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	村 瀬 美 樹	開 発 部 長	橋 村 正 則
教 育 部 長	八 木 春 美	総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	立 松 則 明
総 務 部 次 長 兼 財 政 課 長	渡 辺 秀 樹	民 生 部 次 長 兼 十 四 山 支 所 長	松 川 保 博
民 生 部 次 長 兼 健 康 推 進 課 長	花 井 明 弘	民 生 部 次 長 兼 介 護 高 齡 課 長	半 田 安 利
開 発 部 次 長 兼 農 政 課 長	安 井 耕 史	開 発 部 次 長 兼 都 市 計 画 課 長	大 野 勝 貴
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	山 守 修	監 査 委 員 長 事 務 局 長	平 野 宗 治
庁 舎 建 設 準 備 室 長	伊 藤 重 行	秘 書 企 画 課 長	佐 藤 雅 人
危 機 管 理 課 長	羽 飼 和 彦	税 務 課 長	山 下 正 巳
収 納 課 長	鈴 木 浩 二	市 民 課 長 兼 鍋 田 支 所 長	横 山 和 久
保 険 年 金 課 長	佐 藤 栄 一	環 境 課 長	伊 藤 仁 史

福祉課長	宇佐美 悟	総合福祉センター 所長	村瀬 修
児童課長	大木 弘己	商工観光課長	大河内 博
土木課長	山田 宏淑	下水道課長	小笠原 己喜雄
学校教育課長	水谷 みどり	生涯学習課長	安井 文雄
図書館長	山田 淳		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	三輪 眞士	書記	土方 康寛
--------	-------	----	-------

6. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（武田正樹君） 皆さん、おはようございます。

会議に先立ちまして、皆さんにお願いがあります。

質問、答弁される皆さんは努めて簡潔・明瞭、冷静にされるようお願いいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、堀岡敏喜議員と炭竈ふく代議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 一般質問

○議長（武田正樹君） 日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

まず大原功議員、お願いします。

○16番（大原 功君） おはようございます。大原功です。

まず、今回のことにつきましては、日本共産党弥富市議団、三宮十五郎議員について聞きます。

これにつきましては、なぜ市にリース代の返金の用紙を三宮議員がとりに来たのかということをもまず一番初めに聞きます。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） この件につきましては、住民監査請求が出まして、選挙公費に係る経費につきまして、議員の方々にアンケートをとったところ、認められないという案件がございましたので、それにつきまして、返還の申し入れ書をとりに見えました。以上です。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 今、何かということでありましたが、どうして認められないということがありましたか。その中身の説明を下さい。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 今回の認められない案件ということでございますが、まず1件目につきましては、選挙運動用自動車の中に、通常本体部分ということでさせていただいておるわけですが、看板とかスピーカーとか、そういう部分が誤って理解されてみえて入ってみえたので、その部分を修正していただいたというのが1点と、それから、もともとリース契約してみえる車を、業者の方の説明も踏まえて、公費として請求できると

いうふうになんか勘違いされて、その分を公費請求されたということで返還をいただきました。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） この契約された方は有限会社共同サービス、代表、北垣清三さんというのかな。この方と三宮十五郎共産党議員との契約をされておるんですけども、これに間違いはないですか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） はい、間違いございません。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） この会社と三宮議員は2年契約で契約をされておるわけね。2年契約で契約されておる中に、再度契約するということが二重契約、いわゆる個人的に思うと、詐欺行為に当たるんじゃないかなというふうに思いますけれども、この点についてはどうですか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 選挙管理委員会といたしましては、御本人の申し出で誤った解釈をしていたということですので、あくまでもその行為がどうという部分じゃなくて、選挙公費としてお支払いしたものを返していただいたというふうでございます。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 4年前に10万7,100円と、そのまた4年前、いわゆる8年前に10万7,100円ということが返されているんですけども、これは間違いで済むんですか。本人は2年契約で、町議のときから三宮議員は共産党の箱つきの看板をつけて、最近、この2月の選挙があったときには選挙前にも那須議員が名前を出してやってみえた。これは党の車を使用しておるからそういうことであるかもわかりませんが、党の車を使っても、選挙の期間というのが6カ月前とか、そういうふうに決まっておりますので、それ前には本当は名前を出していかんということになっています。三宮議員が間違えたと言うなら、前の町議会 のときから三宮議員は12期ぐらいやってみえますよ。私は9期です。この中で、なぜこんなに間違っておった。自分が2年間の契約をしておるでしょう。しておる中で、今回のこの問題は、私、大原功がこの問題を追及するということが、個人的には恐怖に思ってこの金を返還されたというふうにはしか思っておりません。そうしたら、監査は誰がやったんだと。この監査は、どういうふうの監査をされたんですか。監査委員が8年前、4年前というこの監査は、市長が監査委員を指名されておるわけね。そして、議会からは議員が推薦ということで監査委員を決めております。そうすると、8年前の監査をやられた方、4年前に監査をやられた方は、市民の税金の監査が曖昧であった。いわゆる約款、何の意味もない監査をやら

れたということになると思いませんか。市民は税金を本当にきちっと払ってみえるわけです。その払った税金は、市民が交通安全、あるいは福祉、道路整備、あるいは建物、避難場所、こういうのも含めて、一生懸命払ってみえるわけ。この辺についてはどうですか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 監査委員さんの立場としましては、当然あくまでも市から提出された書類をもとに適切に処理されているかどうかを監査するものでありますので、当然市のほうとしましては、条例・規則等に基づき提出された書類に記載漏れなど不備がないか、本来公費負担請求に添付すべき書類などが添付されていないかなどの検査をして、適正だということを出させていただいております。当然その時点では適正だということでも市としても書類を出していますし、監査委員さんも当然それをもとに適正だというふうに監査をしていただいたと思っております。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） あなたが言うように、今回の監査の人は正しくて、4年前の監査の人は曖昧の監査、あるいは8年前の監査の人は曖昧の監査で、本会議では監査委員の意見をつけて私どもに報告されておるわけなんです。私どもは正しいと思って来ておったわけです。今回の監査委員はよっぽどしっかりしてみえると。4年前の監査の人はしっかりしていない、あるいは8年前の方はしっかりしていないということになるわけですね。そうすると、8年前の監査委員、監査委員長、あるいは4年前の監査委員、監査委員長、この人には大きな信用度がなくなるわけなんです。一生懸命監査をやって、きちっとしてみえるわけ。なぜ車両代の1万5,300円というものの全額10万7,100円、この金額をなぜこの3回のを返されておるのか、疑問には思いませんか。

そして、今回、市長、これを見てください、一遍。いわゆる車代を返したということは、運転手の1万2,000円も返さないかんということなんですか。車を使ってないでしょう。なぜ10万7,100円なんですか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 今回、車についてお返しいただいたわけですが、ほかのものはどうかという御質問だと思うんですが、たまたま車という部分については返還させていただいたわけですが、ガソリンの業者とか、それから運転手というのは個々に契約が成り立っておりますので、その方々にガソリン代を使っておる。実際にその方が運転しておるといって個々の契約がされておりますので、そこまでは戻さないということで確認させていただいております。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） ここに蟹江署の、皆さんもみんな持ってみえると思うけれども、ち

ちゃんとした蟹江署からの街宣の許可をもらってしておるわけやね。そういうことは、今の共同サービス、この方が車を貸して、その登録をそこでしておるわけなんですね。そして、その車を利用しておるわけです。その車を利用するということで運転手もつけておるわけなんです。これは一体ということなんです。

我々地方議員とか、地方公共団体は国に準ずる。こういうのに基づいて、給料の値上げ、あるいは職員の対応、こういうことをされておるわけです。一体のものがなぜ。一番疑問のものは、ここにありますが、ここに平成15年8月8日というのがあります。このときには三宮議員は生活保護者から10万円の手数料を取ったわけなんですね。これは会議録にちゃんと載っています。皆さん、後で見てください。このときに私が発言したときに、三宮議員は、そんな10万円は受け取っていませんと言った。受け取っていなかったら、愛知県警に告発をなさいということをやりました。告発をされました。その中で、佐藤清美当時議員、堤議員、この方が大原議員の言われることが本当に正しいのか正しくないのかとって民生委員の方に直接尋ねられ、そして生活保護者の方にも尋ねられ、大原議員の言われることが正しいということで、8月25日に出ておるわけなんですね。このときに私は蟹江署に七、八回行きました。これが平成15年の手帳です。私は、こういう手帳を35冊近く持っています。これは、町村合併が10年前にあったときに1年に2ついただいています。この手帳を私は三十何冊持っているということは、記録が全部ここに書いてあります。いかに三宮共産党議員が市民の暮らしを、あるいは市民のための福祉をと言われておるが、みずから自分の契約が2年間あるのに、なぜ再度ここに契約をするのか。

三宮議員は、我々議員が推薦した、いわゆる監査委員、これも14年以後やっております。こういうことを含める監査委員が、みずからこの契約が二重契約ということはわかるはずですね。自分が契約をしていなかったら、今回のことの契約であれば、これは間違っておったということもあります。何十年かの契約ですよ、2年契約ですから。先ほど言ったように、三宮議員は13期も12期もやっておれば、少なくとも20回の契約をしておるわけなんですね。この契約をしておる中で、再度ここに契約をするということは、市側はいかにチェックの甘さということもあるわけですね。市側はその中のことは、総務課長に聞いたら、わかりません。それは当然わからんわね、人のやっておること。こういうことをやられておるから、今の服部彰文市長が当選されて、平成19年2月5日、そうでなかったですか、市長。それ以後、私は役職はしていません。ただ、したのは、日の出小学校の建設の特別委員長はさせていただいた。それ以外のことはしていませんね。それは皆さん方に少しでも市税を健全で円滑にさせていただきたい、こういう思いで私はやっております。

先ほど言ったように、名誉毀損であれば、当然訴えられて、検察庁へ行きました。検察庁へ行ったら、1回目に文書を書いて、しゃべったことを向こうがワープロみたいなもので全

部打ちました。後で判を押してくれと言うから、判を押しました。そうしたら、判だけじゃなくて、爪印もいただけませんかというので爪印もやりました。2回目に行ったときには、検察庁が不起訴だと言う。不起訴なら私は帰りませんと言って、10分ぐらいおりました。そうしたら、その担当者が、当時は山田さんという方であったと思います。困って、後ろにも何人か見えますので、何とかきょうだけは帰ってくださいと言うのに、俺は帰らんと。

とにかく名誉毀損というのは、310条の中にありますね。私は20年近く前から六法全書を持ってありますが、これには33条の中に入っておりますけど、310条。証明ができるものに対しては名誉毀損には当たらない。今は変わって、230条の2項になっておりますね。

1項は、私が、私の町内で元議員をやった方を刑事告発をしております。230条の1項は、根拠のないことを公表したということで、愛知県警察本部の許可をいただき、今、弁護士とともに蟹江署でやっております。

今は変わって、230条2項について説明ください。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） その前に、私から順序立てて少し答弁をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

改めまして、おはようございます。

今回の弥富市議会議員選挙におきまして住民監査請求が起きたわけでございます。いわゆる公職選挙法に基づく選挙費用の公費負担について、しっかりとなされているかということが住民からの監査請求の内容でございます。

それが、監査のほうに回りまして、代表監査委員のほうから、私ども選挙管理委員会のほうに確認をするようにという形でお達しがございました。

そして、確認項目といたしましては、選挙用のポスターの作成についてどうであったかということについて、全員の方に調べていただきたい。そして、2点目が、自動車の使用についてのことでございました。

ポスターの作成につきましては、全ての候補者は間違いないというような状況の中でされておりました。

しかし、自動車の使用につきましては、先ほど来ございますように、一部の候補者からその使用の状況において正しくない使用があったということが判明をしてきたわけでございます。

そうした形の中で、三宮議員、私から名前を申し上げるのは大変失礼かとも思いますけれども、三宮議員の御質問という形で御答弁をさせていただくわけでございますけれども、三宮議員のほうにも、私どもの選挙管理委員会のほうからいろいろと御意見を伺ったわけでございます。

契約している自動車会社の方から、選挙期間中についても公費請求ができるというようなことを自分としては判断をしたというふうに言ってみえます。そうしたことであったわけですが、私は、両者がどんな話し合いをされようとも、いわゆるリース中の車両について、重ねて公費を請求するということは、一般的な常識から考えて、これは適当でないというふうに判断をするところでございます。これは過失と言わざるを得ないだろうというふうに思っております、三宮議員につきましても猛烈に反省をしていただいたところでございます。重ねて、そういう文書についても、私どもとしては、議員のほうから受け取らせていただいている状況でございます。

そうした状況において、過失ではあるけれども、議員のおっしゃるようなさまざまなことについては、例えば詐欺罪ではないかとかいうようなことについては、速やかに返納もしていただいておりますし、私としては、そういうような状況の中において、大切な税を返していただいているということもありますので、それを訴えていくというようなことはできないだろうというふうに考えておるところでございます。

今後、このことのないように、十分反省をしていただいておりますということについて御報告を申し上げ、二度とこのようなことがないということについてお願いをしていきたい。

今回の大原議員の御指摘については、まさに的を射た御質問ではないかなあというふうにも思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 先ほど議員が言われました230条の2でございますが、名誉毀損の行為が公共の利害に関する事業に係り、かつその目的が専ら公益を図ることにあったと認められる場合は、事実の真否を判断し、事実であることの証明があったときはこれを罰しないという特例の条文でございます。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そのとおりですね。

私どもも質問する以上は、職員に負けないように努力を、あなたに勝とうというつもりはありません。ただ、努力をして質問をさせていただいております。

先ほど言ったように、三宮議員は、2年間の共同リース会社の北垣清三さん、この方と契約をしておるわけなんです。1日当たりのリース使用料は833円ですね。ここで1万5,300円、こういう数字がなぜ出てくるのかということです。本人が払っておるわけでしょう。払っておれば、契約するときこの金額を出すのが当然でしょう。中には、先ほど市長に渡しましたけれども、運転手とか、私なんかだと運転手や車、ガソリン、こういうのは全部実費でしております。本当に市民に優しい、そして市民のための議員ということ、この三十何年間、初心を忘れない議員としてやってきたわけなんです。

今回、日本共産党、三宮議員がこれだけのことをやるということは一体どういうことなんですか。

愛知県でも今回初めて県会議員が出たわけなんです。それまではなかったわけです。今回はその方についても、恐らく今のケーブルテレビを見ておれば、県議会の中でも、いわゆる身の狭い思いをされると思います。弥富市議会の共産党の三宮十五郎と、そして那須議員、このようなことをなぜするのか。

今回なられた1期生の方は真面目にやっておる。身を切ってやっておるんですよ。この契約をしたことについて、これは二重契約ということは経営者としてもわかるはずです。先に契約して、1日当たり833円で借りておるんだから、この契約はできませんというのが共同サービス、北垣清三さんの社長じゃないですか。社長というのは、いわゆるヘッドなんです。市長でも、副市長でも、長という方はヘッドなんです。一番上に立つ人なんです。一番上に立つこの有限会社の社長は一体何を考えて契約をしたのか。私ならこの契約は、年間契約で2年間契約しておるから、この金額の833円でしか契約をできませんよと言います。

今回、私がこの2月に弥富市の市会議員として9期目の当選をさせていただいた。そのおかげで、今、この三宮議員が、金額三十何万という金、市税が戻されたわけなんです。もし私が議員でなかったら、この問題は、33万という金額、恐らく市税はそのまま返還をされてないということの確信を持っています。いかに行政がチェックをしておるかということです。

市長が当選する前でありましてけれども、これは平成14年、このときの一般会計に関する説明書、これだけの分の説明を当時市長にしたわけなんです。これだけをしたということは、市側も監査委員をやってくださいと言われてたけれども、私が監査をやれば、そんな10億、20億の金額ではありません。ここの議員の中で年間1,000万ぐらいしかかなぶっていない方もいると思います。そんな方が何百億という金額の決算はできません。だから、決算はおおむねということになっていますね。普通一般の会社はおおむねではだめです。これだけのものをしたから、当時の町長、大原さん、頼むわという話で来たわけなんです。だけど、議員というのは、市側と議員がある一定の持ち合いでないと地域の発展もできません。こういうことを含めると、本当に三宮議員は私は悪質だと思います。

今回、私が調査をして、先ほど言った平成15年の生活保護者からお金を取ったこと。これについて、こういう調査を再度やられるということの不信感を持つんじゃないかなと思う。いわゆる恐怖感、そのためにこの金額が返されたというふうにしか私は思っておりませんが、返された金額を、市も、一旦払った金額は、この人がどうして返すんだということをやっぱりチェックしなきゃいけません。ここの中には、いわゆる6節会議というのがありますが、ここの条文はどう書いてありますか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 済みません。先ほどの6節の会議というところは122条のところでもよろしいでしょうか。

〔「はい」と16番議員の声あり〕

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 地方公共団体の長は、議会に211条第2項に規定する予算に関する説明書、その他、当該地方公共団体の事務に関する説明書を提出しなければならないというふうに記載されております。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 今、6節の中には、第122条、普通公共団体の長は、第211条第2項によって、予算の説明、あるいは公共団体に関する事務、その他というのはどこですか。その他というところが入っておりますが、その他というのはどういう意味なんですか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） その他、当該地方公共団体の事務に関する説明書というところだと思うわけですが、ここにつきましては、主要な施策の成果を説明する書類、その他、政令で定める書類をあわせて提出するというふうになっております。そこで、またその他の政令で定めるというのが出てきますので、こちらの政令で定める書類というのは、歳入歳出決算事項別明細書実質収支に関する調書、財産に関する調書ということでございます。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） これが、いわゆる昨年、法令でできました約款、市長も御存じですよ。この約款というのが曖昧の報告ではだめですよ。これは事務に関すると書いてあります。そういうことは、きちっとしたものを出さなきゃいけないよ。そうしたら、返していただいた本人、北垣清三さん、この人が返した理由というのを我々に聞かせていただけますか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 先ほども少し市長からの話がありましたが、リース期間中のものについて再度契約したと。それについて、議員のほうも、業者のほうからそういう部分について公費請求できるという説明を受けたと。それをうのみにしてしまっ、今回請求したということで取り下げるとい理由でございます。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） というなら、この業者から始末書というのをいただくのが普通なんですね。市なんかでも、条例違反とか、いろんなものがあると、始末書を市民の方に書いてくださいということもありますでしょう。例えば畑で草を燃やしたと。消防署から注意を受

けた。こういうときにも始末書というのが必ずあります。必ずこういうのを文書化していただいて、きちとしないと、ただ悪かったから返しますという、年金を受け取っておる方でも中にはあります。今まで家族が亡くなっても、そのまま年金を受け取っておったということで検挙されておる方もあります。

今回、朝のテレビでは富山市議が3人も辞職しておりますね。これは菓子代の500円をあれして、いわゆる20万という金が政務活動費で使われた。

まして、今回なんかは三十何万という金が戻るということは、ただ戻しただけでは、本当は三宮議員には道義的責任というのを市民におわびするのは当然のことです。ただ、ここには共産党の新聞で書いてあります。皆さんに大変迷惑をかけました。迷惑をかけたと言うなら、今の3期分、三十何万という金を受け取っておったんだから、みずから辞職するのが当然のこと。

一体弥富市議会はどういう運営をしておるのか。議長、議会改革というのはどういうものですか。あなたがつくったんでしょ、我々に諮って。議会改革というのは、そういう粗相をやったら、当然みずから辞職するのが議会改革なんです。このことについては、議長、お願いしておきますけれども、百条委員会を設置していただいて、徹底的に。私は、二重契約をしておるといふにしか思っておりません。契約をしておる本人がまた契約をするということは、どうしても二重契約になりませんか。市長、どう見ますか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御答弁申し上げます。

先ほども私が少しお話をさせていただいたわけですが、リース中の車両について、重ねて公費の負担請求をするということについては、これはまさに二重請求に当たるだろうと思っております。一般的な認識といたしましては、まさに適当ではないというふうに、これは過失と言わざるを得ないということを示しているところでございます。

そういったことに対して、私どもとしては、いわゆる車の使用料に対しては業者のほうにお支払いをするわけですので、候補者と契約されている業者のほうにお支払いをしていくということでございます。

そして、業者に対しては、過去にさかのぼって、このようなこともあったということに対して、民法704条に基づいて、いわゆる悪意の受益者というようなことを私どもとしては考え、5%の利息を請求したものでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 今言われるように、これはやっぱりきちとしないと、こういう問題、この私の一般質問をテレビで見られた方、弥富市には約1万7,000弱の世帯数があると思います。この方が一生懸命税金を払われ、生活保護の方も、今は生活保護をいただい

るけれども、これから3年、5年たてば、必ずみずから自分でやりますという方も聞きます。

前に聞いたけれども、私は確かめておりませんが、生活保護を受けると赤旗新聞もとらなきやいかんという話を前の議員に聞いたことがあります。これは党の新聞ですよ。普通なら、我々の税金をいただいたり、国の憲法で決められておる生活保護、25条の中で保護もあります。こういう中できちっとして、生活保護の方も、今は苦しいけれども、あるいは生活保護を今受けておる方も前には受けていなかった。会社もあった。だが、会社がだめになって、今は会社から解雇されたり、あるいは年齢も来たということで受けられておる方もあります。このときの新聞なんかは、これは平成8年、こういうビラを皆さんに回しておる。ここには、公明党、炭竈副議長、この方が審議にかかわらなかったということを書いてあります。大原功はこれを反対しますということでここに書いてあります。これは杉浦議員が書いたんですね。ここには、大原議員は、国の制度がいいものであるから、共産党の出される発議に対しては反対。

今、これを反対しておるから、皆さんが介護でいろんな人が生活ができる。今は与党である自民・公明がしっかり今の対策をしております。

きょうの新聞を見ると、政府は60%以上の支持が上がっている。これは北朝鮮のミサイル、あるいは道路整備、あるいは皆さん方の暮らしということで28兆円の事業が進められておるわけ。皆さんがそれぞれ努力をしておる。

だが、今の弥富市議団の共産党、三宮議員については、全く市民をちょうらかすような、こういうビラ。まだここにもあります。この選挙の前、そのときには国保税が値下げになりましたと。市長、値下げされましたか。国保、下がっておりませんかでしょう。こういううそを書いて、選挙に当選をしたいというのが共産党なんですよ。選挙は正しくやるのが当たり前なんです。学校問題や偽証で辞職しておる人もありますね。こういうことを考えてすれば、本当に共産党がこの弥富市においていい党かということはテレビを見られた皆さん方はよくわかると思います。これだけだらけた二重契約をすると。後から間違っておりました。大原功に調査をされると必ず見つかるということをおられたと思います。

今から28年ぐらい前に弥富市にも汚職がありました。当時は佐藤町長だった。そのときにも、4年間、愛知県警と連携をとって、職員が1人逮捕され、業者も1人逮捕されました。

先ほど言ったように、議員というのは、市民の暮らし、安全、あるいは生命・財産を守るための議員であって、そのために年間約650万というお金をいただいておるわけなんです。こういうことを考えれば、市民の方がこの議員に650万という年間のお金を払って、本当に正しいかというチェックになります。

それから、那須議員ですけれども、那須議員がなぜこの金額を返済されたのか、その説明

をいただきます。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 先ほども少しお話しさせていただいたんですが、車本体以外にスピーカーとか看板の部分が誤って入っていたということで、御返還いただいております。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） これは、選挙の説明のときに選管がしておると思います。車は備品なのか、何なんですか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） まず、その御質問の前に、選管のほうとしまして、今回、監査結果のほうで今回の選管の説明の部分でもう少ししっかりやったほうがいいんじゃないかという監査結果もいただいておりますので、こういうような状況の中で、車本体という部分の説明ももう少し検討しろということも監査結果でいただいておりますので、今後、選挙管理委員会といたしましても、ポスター、車について、今までみたいに契約書だけで確認という行為はしないように今後やっていくように考えておりますので、今後そういうふうに変更させていただきますので、よろしくお願ひします。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長、備品かどうかという回答がされていませんので。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 備品と物品というお話でございますが、考え方がいろいろあるとは思んですけど、物品だということでもよろしくお願ひします。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 物品というのは、ここで製造した、会社でね。車なんかはそうですね。備品というのは、車につけたキャリー、あれは何になりますか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） キャリー自体は、先ほど議員が言われるように後からつけるということで備品ということで考えております。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 那須議員はそういう認識があつてやって、今回、私が6月13日、いわゆる3カ月前に一般質問したときに、初めて那須君が気がついて払ったわけなんです。私がここで一般質問を6月13日にやらなかったら、この金額の6万7,200円は市には戻っておらんはずなんです。ええころかげんのことをやっておつて、後からお金を戻しましたから、これで済みませんということだったら、通りますか。職員だったら、えらいことでしょう。なぜ議員をかばうようなことをしなきゃいけないかということが一番市民にとっても大事なことだと思う。

ここにも書いてあります。これは今のポスター、1枚当たりの金額が書いてあります。一番安いのは平野君。平野君が一番安いわけなんです、見ておると。ポスター代。私の場合は990円です。皆さん方が2月に掲示板を出しておる。どこが違うんですか。ほとんど同じようなものが出ておる。なぜこれだけの金額の高いものがあつたか。これについては、今の9月の議会だよりにこれについて出されておりますから、皆さんが再度見て、本当にこれが正しいか正しくないかということは市民の方が考えることであつて、私がどうこう言うことでもないと思います。

それから、三宮議員が出されておるこれですけれども、市長、水道料金って安くなるの。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

海部南部水道における水道料金の問題については、過去それぞれの議会の中で協議をしているところがございますけれども、愛知県でも非常に高い水道料金というふうなことがございます。しかしながら、一方では、さまざまな大きなプロジェクトを抱えておりますので、そのプロジェクトを推進すると同時に、確かに水道料金ということについても一考していかなくちゃならないということで、そういった形の中で、これからの事業の推進と同時に、水道料金を考えながら試算を出していこうという話をさせていただいたところで、水道料金が安くなるということは申し上げておりません。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そういうことは、市民の皆さんがこれを読んで、ちょうらかされた、いわゆる赤旗新聞ということになるわけです。こういうことをやるのが共産党なんですよ。だから、共産党の人が選挙に出られて、こういうことを書かれたら、市民はどうしますか。今、弥富市でも高齢者が約1万2,000人近く見えますね。認知症についても700人近くの方が見えます。一生懸命生活をしてみえる方、この方にこんなものを見せたら、あっ、少し楽になるなあというふうに思われる。これこそ偽証なんですよ。何でも赤旗新聞で出せば違反にはならないということで、皆さんにビラを回されておるわけです。共産党議員が、ここで一番大事なのは、反省をして、議員を辞職していただく。これが市民にとって本当の説明責任、こういうことになると思います。

今後もこの問題については、また私どもも、二重契約とか、こういうものがあつたということで、弁護士ともまた相談をしながら検討してまいります。全く悪質というか、私が思うに、今回のこの契約についてはキャッシュバックがあつたんじゃないかなと思っています。そうでなければ、なぜ業者が自分の車を貸しておいて、蟹江署に行つて、その車の許可を受けてしておるのに、なぜ経費もかからずに10万7,100円を返すんですか。私だったら返しません、そこに車を用意したんだから。本当にこのリース会社は車を用意したのかというこ

とになります。2年契約の車をそのまま移動しただけで、そうなれば、三宮十五郎、日本共産党がこの共同サービスと契約は絶対ないと思います。誰が見ても、きょう、傍聴者がよく見えます。傍聴者の方もわかると思います。一旦2年間の契約をしておるものを再度契約をするということは絶対あり得ん。私どもも会社を幾つか持っております。グループ会社として持っています。そんな中で、契約を一旦したものを再度契約したら、お客さんというのは、何だと。契約したのが、また高くなっておるがやということの批判も出てきます。

40年近い三宮十五郎議員が、これだけのことがわかっておって、監査委員をやりながら、この監査委員は議会推薦の監査委員です。平成3年には川瀬町長が当選した。そのときに、共産党の三宮議員を副議長にさせてくれとって議員の皆さんにお願いしたのは私なんです。真面目にやってくれるかなあとってお願いしたんです。他の方は共産党はだめだと言われた。だけど、頼むでやらせてやってくれよと、何期もやっておるから。反対があっても、私は自分がやりたいんじゃないかと、やりたければ、相手もやりたい。先ほど言った堤議員でも、議長には絶対皆さんは嫌だと言った。だけど、頼むからやらせてあげてください。私と堤君は同期だから、頼む。私はやったんだから、やらせてあげてください。それが、人に優しい後輩である、そういうことだと思います。

最後に申し上げますが、三宮議員にはできたら辞職を願いたい。そして、議長、議会改革の中で、あなたは百条委員会をつくるようにお願いをして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は11時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、堀岡敏喜議員、お願いします。

○12番（堀岡敏喜君） おはようございます。12番 堀岡敏喜でございます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

大きくは1点、発達障がい支援についてであります。なお、さきの6月議会におきまして、江崎議員より同じ趣旨の質問をされておりますので、関連はいたしますけれども、重複をしないよう行ってまいりますので、よろしく願いをいたします。

発達障害者支援法は平成16年12月10日に制定をされました。また、本年5月、10年ぶりに改正案が成立、8月1日より施行をされております。

支援法ができるまでは、発達障がい者への支援は、知識障がい者の一部にすぎず、知的小

くれを伴う場合のみ支援の対象となっております。

国民のおよそ10人に1人は発達障がいがあると言われる中、多くの発達障がい者には適切な支援の手が差し伸べられておりませんでした。

支援法が施行されて以降は、発達障がい者が国や自治体の支援対象に位置づけられ、現在では全ての都道府県、政令市に発達障害者支援センターが設置をされ、発達障がい者に早く気づき、療育につなげていく仕組みも整いつつあります。

また、「発達障がい」という名称につきましても広く知られるようになり、障がいに対する理解も少しずつ広がってまいりました。

しかし、発達障がいとは、自閉症やアスペルガー症候群、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）などの総称であります。個々に異なる特性への理解や、それに応じたきめ細やかな支援はまだ十分ではありません。

今回の改正法には基本理念が新たに盛り込まれ、日常生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を除去することが発達障害者支援の柱の一つとして据えられました。

基本理念は、発達障がいの捉え方を大きく転換するものであります。例えば発達障がいのため、周囲の音や光などの刺激に不安を感じたり、集中できなくなってしまう人がいたとします。もし職場や教育現場で間仕切りを設けるなどの環境面での配慮をすれば、しっかりと仕事をしたり、学習をしたりすることができるかもしれません。

このように、発達障がいそのものを原因とするのではなく、周囲に工夫や配慮がない状況に原因、社会的障壁があると捉え、社会の側の責任として問題を解決していこうという考え方であります。

また、児童虐待やいじめ、アルコールなどの依存症、ごみ屋敷、孤独死などにも発達障がいに関係をしていると見ることで解決の糸口になる場合もございます。

支援法の施行当初、発達障がいは子供の問題とみなされがちでありました。実はそうではなく、全世代的な問題です。本当に困っている人は、むしろ育ってくる過程で発達障がいという概念がなかった今の45歳以上とも言われており、ここへの支援がおくれています。

乳幼児期から高齢期まで、ライフステージに応じた支援を切れ目なく行うこと、そして、教育、福祉、医療、労働などが縦割り行政の壁を超え、スムーズに連携することも明記をされております。

また、発達障がい者はコミュニケーションが苦手なため誤解をされやすいため、無実の罪に問われやすい傾向がございます。このため、改正法では司法手続における配慮も明記をされております。既に警察や検察で発達障がいに関する教育・研修が充実されることになっております。

弥富市におきましても無料法律相談がありますけれども、そういった配慮をできるか、確

認をしていただきたいと思ひます。

発達障がい者一人一人の特性に応じたオーダーメイドの支援、生まれてからお亡くなりになるまでの一生の間を支援していく幸せの仕組みづくりが必要です。

以上の観点から、以下、質問をしてまいります。

現在の弥富市におけます発達障がい児・者の実態の推移、法改正を受けて、現状の認識と課題について伺ってまいります。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 市の現状の認識と課題について答弁をさせていただきます。

発達障がいのある方は、本人やその家族も誤解を受けることが多く、大変つらい思いをしてみえる方もお見えになります。当事者に合った環境があれば、社会や地域の中で豊かな才能を発揮することができますので、障がいの有無にかかわらず、地域全体で支援していくことが大変重要でございます。

母子保健事業の中で、1歳6カ月児健診、3歳児健診等を通じ、医師、臨床発達心理士等の力をかり、発達におくれのある乳幼児の早期把握に努め、個々に合わせた育児支援を行っております。

療育を行う母子通園施設のびのび園では3つの教室が用意してございます。1つは、週4日、火曜日から金曜日まで通うのびのび教室、2つ目は、週1回、火曜日か木曜日に通うにこにこ教室、3つ目は、保育所及び幼稚園に通う子が月曜日のみ利用する併用型のなかよし教室でございます。それぞれ子供の状況などに合わせて利用していただいております、現在45名が在籍をし、母親同士の情報交換や子育てに関する相談の場にもなっております。

職員の体制につきましては、臨時保育士を含む全職員が保育士資格を有しており、保育士資格とあわせて、発達障害支援指導者や保育心理士の資格を持った臨時職員も配置しております。また、職員のほかに、専門士として、言語聴覚士が月2回、臨床心理士は月2回定期的に訪問し、療育に関して子供と母親の支援を行っております。

この課題点といたしましては、利用する母親に仕事があると、本当はのびのび園を週4回利用したいが、都合により週1回しか利用できず、保育所通所の併用型にしなければならないという家庭の事情がある場合が上げられます。

保育所には8月1日現在で1,085人の子供が通園しておりますけれども、そのうち、発達が気になる子供は192名お預かりをしております。

保育所では、子供の情報交換及び積極的な研修会への参加により、その子供の持つ可能性を最大限発揮できるよう指導援助に努めております。

弥富市、蟹江町、飛島村の3つの市町村合同で海部南部障害者自立支援協議会を設立して

おります。地域における障がい者への支援体制に関する課題等について情報を共有し、関係機関と地域の実情に応じた体制の整備について協議を行っております。

この協議会の中の療育部会において、保健師、保育士、教員、障害児福祉事業所の担当者が集まり、毎月1回、乳幼児から成人になるまでの継続した支援を行う体制についての会議や研修会を行っております。

平成26年度には、この部会で切れ目のない支援マップとして、「ライフステージにおける地域支援」、またお子さんが親御さんと離れて過ごすための支援ツールとして、「サポートブック」を作成いたしました。

発達障がい者やその家族に対して各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、保健センター、保育所、学校、障害者福祉事業所などの支援関係機関のネットワーク強化が必要になると思われまます。

それから、障害者の現在の状況でございますけれども、身体障害者手帳の交付者は、28年4月1日現在でございますけれども、1,403名、前年度に比べて2名の減。療育手帳の交付者は291名、前年比でプラス11名、精神障害者保健福祉手帳の交付者は291名、前年比プラス37名で、全体としては1,985名、前年比46名プラスとなっております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 乳幼児の健診をされて、その中の疑いのある方、また保護者の方が御不安を感じられている方についての支援の制度、また施設等は今現在行われているということでございます。

あと、問題としては、働かれるお母様が週4日という制限があるため、そういったところの改善が進むのであれば、人材の確保、施設の確保等あると思えますけれども、しっかりと今後行っていただきたいと思えます。

最終的には、先ほども申しましたけれども、乳幼児の健診を充実させるのはもちろんそうなんですけれども、ほかに、要は成人をされている中で発達障がいに気づかず、今も苦勞されている方が多々いらっしゃる。そういった方への支援をどうしていくか、ここが今回の質問の趣旨になりますので、それは順番にやっていきます。

さて、発達障害者支援法では、第5条に市町村の責務として、母子保健法に規定をする健康診査を行うに当たり、発達障がいの早期発見に十分に留意しなければならないとあります。

6月議会での江崎議員の質問に対しましての市側の答弁では、弥富市では、母子保健事業として、先ほども民生部長から御答弁がありましたけれども、1歳6カ月の健康診査の際に早期発見のための取り組みをされているとのことでありました。

大府市の保健センターでは、1歳6カ月健康診査と3歳児健康診査で大変先進的な取り組

みをされております。これは行政の方も御存じかと思いますが、割とわかりやすく、発達障がいと診断のつく子もいれば、診断までいかなくとも、何らかの支援が必要。手放しにはできないという子供たちが診断群の周辺にはたくさんおられます。また、保育園や幼稚園でも、いわゆる気になる子たちなど、診断のつかない子供たちが多くいます。こうしたことを考えれば、子供たちにとって初めての機会となる乳幼児健診は、今後の支援につなげていくための最初の機会であり、重要な場であります。

大府市保健センターでは、乳幼児健診における発達障がいのスクリーニングツールとして、1歳6カ月健診でM-CHAT、3歳児健診でPARSを利用しております。M-CHATは国際的にも広く用いられており、乳幼児期のコミュニケーションやこだわりなどの行動について23種類の質問項目になっております。また、PARSは、自閉症の診断補助ツールとして海外でも認められており、人へのかかわり、言葉、こだわり等の行動の特徴を12種類の質問事項について面談をしながら、評価をするやり方であります。こうしたスクリーニングによって、1.4倍から1.5倍の気になる子や診断のつかない子供たちがいるという結果が出ております。

次の質問でございますが、発達障害者支援法にある早期発見との観点からしますと、さらなる診査の改定が必要ではないでしょうか。

また、健診を行う保健師の力量によっても大きな違いが出てくると言われております。保健師が発達障がいに精通しているのといないのとでは大きな違いが出てしまい、スルーしてしまう危険があります。保健師のスキルアップは大変重要ですが、今後、どうされるのでしょうか。

また、大府市のようなM-CHATやPARSといった先進的なスクリーニングツールを使うことについてはどう考えておられるのか。

また、受け皿の問題も大変重要になってまいります。支援の受け皿が量的に乏しいと、当然早期発見の取り組みにも力が入りません。気になる子を見つけて指摘するだけでは保護者の不安を抱かせるだけということになってしまいます。弥富市として、今後の受け皿のあり方について、さらなる拡充も含めて再検討すべきと考えますが、市の見解を伺います。

○議長（武田正樹君） 花井健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（花井明弘君） それでは、お答えさせていただきます。

まず最初に、今後の保健師のスキルアップについての御回答をさせていただきます。

発達障がいの知識と認識を深め、寄り添った支援を行えるよう、保健師等に専門知識習得のための各種研修、発達障害福祉事業所や先進市町の視察など、積極的な参加と自己啓発にも努めていきたいと考えております。

続きまして、M-CHATやPARS、こういったもののスクリーニングについての利用

をどう考えておるかという御質問でございますが、1歳6カ月健診では、運動機能・視聴覚等の障がい、精神発達の遅滞等の障がいを持った幼児を早期に発見し、適切な指導、療養の援助を行うとともに、生活習慣の自立、虫歯の予防、幼児の栄養食生活、その他、育児に関する助言を行い、幼児の健康の保持増進を図っていくために実施しております。

M-CHATについては、自閉症スペクトラムのスクリーニング目的で使用され、保護者等による記入式のはい・いいえで答える23項目から成る質問用紙となっております。

PARSにつきましては広範性発達障害評定尺度と訳されますが、広範性発達障害の支援ニーズを評価するための評定尺度です。評定は、広範性発達障害、もしくは広範性発達障害が疑われる当事者の保護者に面接をして、専門家が行う制度となっております。

当市では、1歳6カ月健診にM-CHATを導入するため、平成26年7月に大府市を視察研究させていただいております。そして、翌27年度に、このM-CHATを一部改良いたしまして、導入をしました。しかし、このM-CHATについては保護者等による記入式というもので、はい・いいえでの回答ですので、保護者等の観察力、子供さんがやれているか、やれていないか、こういったことが保護者等の判断によって違ってくることから、保護者の理解度、受け入れ度、こういったものにより早期支援につながらないのではないかということなどを理由として、平成28年度は実施を見送らせていただいております。

従来より行ってきております問診票、こういったものと、聞き取りなど、個別指導、個別相談に重きを置き、支援が必要かどうかの判断材料の一つとさせていただいております。

最後に、今後の受け皿のあり方について再検討すべきではないかという御質問でございますが、1歳6カ月健診での様子や保護者等の相談により、健診事後教室、わいわい教室とっておりますが、こういったものや、子育て相談、小児科医や臨床心理士に相談等を受けていただくすすくクリニック、こういったものにつなげております。愛知県青い鳥医療センター、愛知小児保健医療総合センター、こういったところの受診等の案内も行う場合もございます。また、療育が必要と思われる場合はのびのび園を紹介しております。受け皿であるのびのび園の充実や、民間の受け皿への誘導も視野に入れて検討する必要があるかと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 早期発見の取り組みとして、市としても視察などを行われながら、努力をされているという御答弁をいただきました。

先ほどの1歳6カ月健診のときに行う、いわゆる問診等で、要は専門的な方がやらないといけないとなりますと、やれる時期とか、あるいはまた場所とかが限定をされてしまって、保護者の方、また子供さんの御都合に合わせてやるということもなかなか制約がございます。

いろんなところで実は研究開発がされておりますよね。ここでは、ちょっと名前だけ御紹介をさせていただきますけれども、夏に、子どもの発達科学研究所という5大学から成る発達障がい研究の一つの公益社団法人があるんですけれども、そちらの中で我が国における発達障がいの現状と課題という研修会を私自身も受けてきまして、実はゲイズファインダーというものがあります。これは問診ではなくて、視覚、または聴覚を、子供さんの目線であるとか、反応であるとかを見ながら、その子供さんの持っている、例えば興味のあり方であるとか、視線の持っていく方であるとか、親ならこう見るんだけど、子供はここを見ているよと。そういうことを気づくことによって、その子の障がいを見つけるということもあるんですけど、その子の特性を見つけてあげて、子供の教育につなげていってあげるといったものがありますが、ゲイズファインダーといいます。これ、300人ぐらい受講者がおる中で、私、手を挙げて、やったんですけど、普通の結果だったんですけど、そのぐらい割と的確にわかるようなものでございます。また、一度研究をしていただいてもいいんじゃないかなと。ゲイズファインダーといいます。よろしく願いいたします。

質問を続けたいと思います。

発達障がいの子供たちへは、早期療育とともに、そうした子供を持つ親御さんや保護者に対する支援、育成も極めて重要であります。発達障がいのある子は生活のさまざまな面で困難を抱えがちです。失敗が多く、それを大人はつい叱ってしまいます。我が子のことで嘆いている親もいらっしゃいます。我が子が落ちつきがない、集団行動についていきにくい、かんしゃく、怒りんぼさんなど、子育てって難しいな、苦しいなと感じる親御さんがより楽しく、心地よく子育てをするために、ペアレントトレーニングの実施が有効とされております。これは、親が子育てをする上でのアドバイスのようなものであります。

ペアトレに参加をすると、子供のさまざまな行動にどう対応すればよいか学べます。褒め方や指示の仕方の一工夫です。その一工夫で子供が自信を持ち、元気になり、子育てが楽になります。子育てに難しさを感じたら、また健診を受けた後に支援が必要な親御さんに対して、気軽に確実にペアレントトレーニングを受ける体制をつくっていくべきと考えます。

しかし、ペアトレの実施の体制整備を行うには、トレーナーに専門知識のある臨床心理士や心理専門家が行うため、今行っているものの研修にも関係をしてまいりますけれども、開催する時間も、また開催場所なども制約がかかってしまいます。

そこで、もっと気軽に、もっと簡易的に取り組める事業として、6月議会で江崎議員より御提案のあったペアレントプログラムの実施が全国的に進められております。当時の市側の答弁では、先進市を参考にしながら研究をしていくとの御答弁でございましたが、その後の進捗に変化があるようでしたら御答弁いただきたいんですが、なければ結構なんでございますが。

○議長（武田正樹君） 大木児童課長。

○児童課長（大木弘己君） ペアレントトレーニングの実施について御質問いただきました。

ペアレントトレーニングとは、アメリカ・UCLA神経精神医学研究所のハンス・ミラー博士によって1974年に開始された訓練方法で、知的障がいや発達障がいのある子供の問題行動に対して、感情的に怒ってしまったり、諦めて放っておいたりすると、ますます子供は反抗的になってしまい、叱る親や家族もいらいらが募り、ストレスを抱えてしまうという悪循環にある深刻な悩みを抱える家族を支援する方法の一つとして考案されました。

親が子供の問題行動を適切な対応で減少させていく技術を身につけることを目的とし、望ましくない行動は無視し、できない行動には手助けをし、できるようになった行動に対しては褒めていくことを基本的な考え方とし、子供とのよりよいかかわり方を学びながら、日常の子育ての困り事を解消し、気持ちを楽にして子育てができるように支援するものであります。

また、現在では、発達障がいだけでなく、不登校や非行を繰り返す子供、虐待を受けた子供、里子や養子などに対応したプログラムが開発されるなど、広がりを見せております。

ペアレントトレーニングにつきましては、現在、市としては実施しておりません。6月のときにもありましたように、その後の進捗に特に変化はございませんが、今後、先進の大府市や他市の状況等も踏まえ、引き続き研究させていただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 進捗があればということだったんですけど、御説明いただきまして、ありがとうございます。

次の質問に移らせていただきます。

次に、プロジェクトチームの設置について伺います。

今ありましたけれども、不登校をしたり、いじめなどを受けている子供たちの中に、発達障がいを初め、いわゆる気になる子といった診断のつかない子供たちが多く含まれております。はっきりとしたデータはないかもしれませんが、こうした子供たちと接している臨床科や障がい者団体にお聞きをしますと、半数以上はいらっしゃるということになります。

「文科省の発達障がい児はどのくらいいるか」について、2012年に文部科学省によって実施をされた調査では、公立小・中学校の通常学級におきまして、知的発達におくれはないものの、学習面、または行動面で著しい困難を示すとされた児童・生徒の割合は6.5%でありました。以前より0.2%増加をしております。仮に1クラス40人の学級とすると、その中に二、三人はこうした児童・生徒が在籍をしていることとなります。

発達障害者支援法ができて、この10年間に小・中学校におけるいじめの件数、不登校は増加をし続けております。これを転換していくためには、早期発見と早期療育、支援について

強力に押し進めていく必要がございます。これは一つの担当課でできるものではありません。関係部署の連携は極めて重要ですが、しっかりとしたプロジェクトチームをつくって推進すべきと考えますが、市の見解を伺います。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） プロジェクトチームの設置についてでございますが、発達障がい児の支援についての連携は、小まめな情報提供、支援の共通理解を通して、どの課においても十分な支援ができるように努めています。

しかし、どうしてもその連携が十分でない場合もあるため、心身に障がいのある乳幼児、児童及び生徒の適切な発達、並びに円滑な社会生活の促進を図るため、弥富市特別支援教育連絡会を今年度設置したところであります。

この連絡会においては、障がいのある子供及びその保護者の多様なニーズに応え、乳幼児期から、保育所・幼稚園への入所・入園、小学校の入学、中学校の入学、中学校卒業後の進路選択等の各場面において、一貫した支援、並びに適正就学等のための連携・協力体制を構築することを目的として実施しております。

連絡会の参加者は、小・中学校、幼稚園、保育所、福祉課、児童課、健康推進課、社会福祉協議会、愛厚弥富の里など、関係諸機関の方々、佐織特別支援学校特別支援教育コーディネーターの方です。この連絡会を通して、支援をする側のつながりを強化し、よりよい支援チームで進めていきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 今、教育部長の御答弁では、特別支援連絡協議会、形としては横断的に取り組んでいただいている、そういう疑いのある子たちを、幼児期、小・中学校就学まで支援をしていくという協議会ができ上がっているわけですね。わかりました。

あと、そういった支援をしていく上で、そこに、要は認めない親御さん、弥富市内にもたくさんおられますよね。そういった方々をしっかりとそういう場において適切な療育を受けていただける環境をつくっていかなくちゃならない。これは、前回6月でも民生部長のほうからも御答弁がありましたけれども、それをするためには、この支援法の改正法というものを、我々行政機関の者だけではなくて、また当事者だけではなくて、それを抱える全ての環境でこういう法改正があるんだと。そういう社会に持っていくんだという意義をもってやっていかないと、本当の支援に、必要な人の支援につながっていかない場合もございますので、あとの質問にもそういったことを次第にして質問してまいりますので、続けてまいります。

弥富市障がい者計画には、「就労支援推進と就労機会確保による自立の促進」とあります。しかし、発達障がい者の就労は大変厳しい現状があります。身体、知的、精神の3障がいのような手帳がないからであります。現在、国においても発達障がい者への手帳につま

しては全く明確ではありません。こうした現状の中、手帳のない発達障がい者は愛護手帳や精神障害者保健福祉手帳の取得によって就労につなげている方もおられます。

しかし、発達障がいの中でアスペルガー症候群、高機能自閉症、ADHD、LDなどの方々は知的のおくれはなく、高校や大学へも進学し、卒業もしておられます。卒業後に就職面接を何回受けても落ちて、就職ができない現状があります。たび重なる就職の失敗から落ち込んでひきこもりになる人もおられ、大変厳しい現状です。

弥富市では、こうした障がい者に対して、障害者就業・生活支援センターで企業への支援をしておられます。しかし、企業にばかり採用を求めるのではなく、まず本市みずからが臨職でも嘱託でもいいので、採用していく中で、一般企業で使っていただけるよう門戸を開いていこうと努力することも就労支援の一つではないでしょうか。弥富市の発達障がいへの就労支援について伺ってまいります。

○議長（武田正樹君） 宇佐美福祉課長。

○福祉課長（宇佐美 悟君） 弥富市の就労支援の現状でございますが、発達障がい児（18歳未満の方）、それと発達障がい者（18歳以上の方）、このどちらも現在は障害者総合支援法の対象になっていますので、すぐに一般の企業での就労が困難な方には、まず市が委託しております弥富市社会福祉協議会や愛厚弥富の里での相談専門員に相談をしていただきまして、その人に適した障がい福祉サービス、例えば就労継続支援のA型、またはB型であるとかを受けていただきたいと思います。

今年度は、就労支援事業としまして、海部津島管内の各障害者自立支援協議会合同で、5月15日の日曜日に津島市文化会館におきまして、障がいのある方を対象とした「はたらく情報発信フェア2016」を開催いたしました。管内の多数の福祉事業所に参加していただきまして、それぞれの事業所の特色を説明していただき、今後の進路相談もさせていただきました。今回で2回目の開催でしたが、参加者からは大変好評でありましたので、来年以降も続けてまいりたいと思います。

さらに、海部南部障害者自立支援協議会で、平成28年7月29日に障がい者雇用企業と就労継続支援事業所の見学会を開催いたしました。こちらのほうは小・中学校の先生にも参加していただき、障がいのある子供たちが学校を卒業した後、どのような職場で働いているのかを見学させていただきました。また、企業や事業所側からは、雇用する障がい者に求められることはどんなことであるか、また学校在学中には何をしておけばよいのかなど、貴重な御意見を賜りました。

さらに、平成27年4月からは生活困窮者自立支援法による就労支援を市の社会福祉協議会に委託してございまして、福祉センター内で行っております。こちらのほうも、心の病気で働けなくなったとか、生活や仕事などで困っている方に対して、専門のスタッフが話をお聞き

しまして、一人一人の状況に応じた就労支援を行っておりますので、ぜひ障がいのある市民の方にも御利用いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 今、福祉課長のほうから、はたらく情報発信フェアですかね。これ、すごくいい取り組みだと思います。もちろん障がい者就業の生活支援センターに支援をいただいている企業の皆さん、また社会福祉協議会の方も御存じだと思うんですけども、御自分でこういう仕事をしたい、そういう意思表示ができる方もおられます。今回、発達障がいだけに限って申し上げておりますけれども、やっぱり周りで見つけてあげることもかなり重要で、そういった取り組みも今お話の中にはあるということで、大変安心をしております。

実際に市職員の方にも雇われているということですが、いろんな企業で一旦は就労訓練、A・B型の訓練を通されて、企業に就職をされても、その就職したということが終着点ではなくて、その人が本当に人生でその仕事を糧に謳歌していける、そういう支援こそが本当の支援だと思いますので、さらにその人に合った職業につけるように、それまで継続できるように継続的な支援をお願いしていきたいなと思っております。

この件について、私もちょっと事例がございまして、少し紹介をさせていただきたいと思っております。

私ごとですけど、私、メンタル心理カウンセラー資格取得を実は目指しておりまして、数年前から鬱病や精神疾患が常態化して、病院に行けなくなってしまった方やひきこもりになってしまった方の通院支援、または社会福祉協議会、保健師さんにつなげるというようなことを個人的にはやっているんですけども、2年ほど前、人づてに市内に住まわれる親子を御紹介いただきました。

息子さんは30代半ばでお母さんと暮らしています。息子さんは20代前半のころ、勤め先の会社で仕事の多忙と人間関係が原因でストレスがたまってしまう、心身に異常を来して会社をやめてしまわれました。それ以来、外に出られなくなってしまい、10年近くひきこもり状態となってしまいました。当初、お母さんは息子さんの体を心配して、病院にも行きましたが、鬱病と診断をされ、精神安定剤とホルモン調整剤を処方され、息子さんの改善を待ちました。しかし、一向に改善せず、本人が病院に行くこともなくなり、薬がなくなったら、お母さんがもらいに行くという、いわゆる常態化に陥ってしまいました。お母さんは、息子さんの給仕が日課となり、働きながらの看病となってしまいました。御近所には知られまいと気丈に頑張っておられたそうですが、御自身がついにパニック障がいを起こされ、倒れられてしまいました。もっと早くにどこにでも相談をされればよかったです。常態化をしまうと、そういった考えも持てなくなってしまうということを私たちは知らなければなら

ないのだと思います。

御紹介され、お宅に訪問をして、さまざまなお話を伺いました。当然最初は息子さんにお会いすることはできません。長く同じ病院に通っても、実際本人は病院に行っていないのですけれども、改善を見ないのであれば、紹介状を書いてもらって、病院を変えてみたらと提案をしたんですけれども、難色を示されたわけです。それなら、初診になります、大きな病院に行こうということになり、息子さんと会うことが当面の目標となりました。数カ月後には息子さんにも会えるようになり、1年たって、ようやく御本人ももう一度診察を受けるということになりました。新しい病院で診察を受けた結果、何と彼は鬱病ではなく、アスペルガーと診断をされたんです。診てくださった先生は、その場で、先ほど御紹介のあった就労支援施設の紹介をしてくださって、彼も初めて自分の体のことを知って、納得をしたそうでありました。

就労訓練を受けることになったわけですが、診断を受け、アスペルガーがどういう症状なのか、詳細な説明を聞いた結果、お母さんはショックを受けておられたんですが、当の御本人は、今までの人生の悩みの原因がわかったことが本当によかったと語っておられました。

その後は、先ほど課長からも紹介、市の社会福祉協議会の方にもすごい協力をいただいて、訓練を受けて、本年初めに支援企業への正社員としての就職が決まったんです。春にはお母さんを大阪のほうに旅行にも連れて行ってあげたそうです。先日も彼に会いまして、この話をするという了解のもと、近況を伺ったところ、仕事は大変なんだけれども毎日が充実をしている、そういうふうに語っておられました。

お母さんは、彼が子供のころ、健診でお友達とうまく遊べないとの診断を受けたことがあるけど、まさかアスペルガーとは。息子につらい思いをさせてしまったと悔やんでおられました。しかし、当時、発達障がいへの認知も進んでいなかったでしょうし、そのための支援もなかったと思います。

これは一例ですし、一部にすぎませんが、今回の法改正は、こういった事例に気づける社会、健常者の当たり前が世の中での当たり前ではないということを社会全体で共有することを目指す意味が込められているように思います。

就労支援で市で採用された方々の、また就労支援企業で採用された方々の適性をさらに見きわめて、本当に望む職種、適した職種につけるよう、そういった支援を継続的に今後もお願いしたいと思います。

最後に、学校での対応と課題、地域との連携について伺ってまいります。

発達障がい児・者への支援は早期発見と早期療養が重要であるということ、そして、成長に応じて諸課横断的な支援が必要と申し上げてきましたが、少し違った視点から事例を紹介

したいと思います。

大阪市住吉区にある公立小学校、大阪市立大空小学校を御存じでしょうか。大空小学校は大阪市立南住吉小学校の学級規模が過大になったため、2003年、南住吉小学校の5・6年生が通う学年分校を設立したことに始まります。過大な学級規模が当面の間続く見込みとなったため、2006年4月1日で大阪市立南住吉大空小学校として独立開校をいたしました。

この学校には特別支援学級はございません。発達障がいやさまざまな困難を抱える子供さんも普通学級で学んでいます。教職員は通常のルールに沿って加配をされておりますが、地域の住民や学生のボランティアだけでなく、保護者らの支援も積極的に受け入れた、地域に開かれた学校として多くの大人たちで見守れる体制をつくっております。学校の理念は「全ての子供の学習権を保障する学校をつくる」であり、開校以来、不登校はゼロ、校則もなく、唯一のルールとして、「自分がされて嫌なことは人にしない、言わない」だけであります。

この大空小学校の取り組みはドキュメンタリー映画として2014年に制作をされ、公開をされておりました。既にロードショーは終わっておりますが、各自治体や各種団体の自主上映が続いております。学校の取り組みもすばらしいのですが、地域との連携の一つの事例として大変参考になる映画でございます。

先ほど申し上げました改正法等もでございます。大事なことは、市民全員で共有をすることでもあります。そういった形で、来年度、弥富市でもぜひ「みんなの学校」の自主上映を開催すべきと考えますが、市の見解を伺います。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 映画会を開催してはという御質問ではございますが、まず初めに、学校での対応と課題、地域との連携について答弁申し上げます。

学校における特別支援学級への対応としましては、各教科等の授業内容に応じて、一緒に学習したり、朝の会や帰りの会に出席したりして、交流及び共同学習を行っています。

全ての子供に適切な支援を、子供一人一人の実態に応じ、その子供をさらに生かし伸ばすための必要な特別支援を全職員が行うという考えに立ち、さまざまな方法を工夫しながら、教育活動を推進しております。

特別支援教育を行うための体制としましては、各校において特別支援教育コーディネーターの設置、関係機関との連携を図った個別の教育支援計画の策定、個別指導計画の作成、教員の専門性の向上、保護者からの相談への対応や早期からの連携などを整えております。

課題としましては、特別支援学級や通級による指導の対象者が増加していること、通常の学級に在籍する発達障がいのある児童・生徒への教育的対応がますます求められていること、児童・生徒の障がいの状態が多様化していることへの対応などがありますが、特別支援

学級で学ぶ子供も通常の学級で学ぶ子供もみんな仲間であるという思いを育てていくことが基本であり、ふだんからさまざまな教育活動の場を生かして、教師も子供たちも誰もがかけがえのない大切な存在であるという視点に立って、全ての子供を温かく包み込むという雰囲気をつくり、課題を克服していきたいと思えます。

学校も地域と連携して子供を育て、地域の教育力を発揮して、共生社会を目指すという観点から、子供を正しく理解し、誤った知識や偏見をなくし、子供の人権を尊重し合いながら、全ての子供が生き生きと育ち、ともに助け合い、支え合う地域の形成を目指すこと。学校と連携しながら、地域の資源や人材を提供し、学校の教育力を高めること。将来、地域社会でさまざまな人とかかわりながら、自分らしく生きていけるようになるためには、人々の相互の理解を促進していくこと。そして、家庭、学校、関連機関との連携推進により、障がいのある児童・生徒への適切な支援を継続する地域社会の形成を目指すことが重要であります。今後は障がいへの理解を一層促進するとともに、関連する諸機関との連携を推進してまいります。

さて、紹介のあった映画の上映についてでございますが、この映画は平成25年度文化庁芸術祭大賞も受賞しているとのことで、大空小学校を1年間という長期にわたり追いつけた教育ドキュメント映画で、生徒一人一人に向き合う先生の姿や葛藤、生徒同士のかかわり合い、さらには学校だけではなく、地域や親が一体となっている大空小学校の取り組みが注目され、全国各地で映画が公開されているそうです。

市といたしましても、何かの機会に上映できるよう、方法を考えてまいります。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 本当に今の世の中ですけれども、地域とのつながりというものがあるようでない、ないようであるんですけれども、やっぱり共生というところだと思うんです。今回、9月議会には弥富市健康都市宣言をされております。みんなが幸せに暮らしていけるということにはやはり一定の条件があると思うんですね。それは、やっぱりみんな違って、みんないいんだと。そういったことをまず市民全員で共有していかなきゃならないですし、我々行政に携わる人間は、こういう制度があるよと。こういう考え方になっているよ。法律ってありますけれども、その当事者だけのものではなくて、やっぱり全体で共有していくべきものだと思います。その周知をいかにしていくかというのは、いろんな方法があると思うんですけれども、そうじゃないと、本当にその地域のコミュニティ、連携というのは実は広がっていかないんだと思います。

いろんなそれがないと、個別にいろんなことを考えちゃって、要は知らないことが偏見につながってしまって、差別につながっていく。最悪事件等が起こってしまう。

特にことしの夏の初めに神奈川県で障がい者施設津久井やまゆり園で起こった事件、凄惨

な事件でしたけれども、この事件につきまして、日本発達障がい連盟の金子会長の声明の一部を御紹介して、質問を終わりたいと思うんですけれども、前段、犠牲になられた方へのお悔やみの言葉から始まって、途中からですけれども、「この事件の異常性から、容疑者の心理的背景や行動の詳細に関心が集まっています。障がいのある人々の命と人生を抹殺することに何の疑問も持たない、非常にゆがんだ認識は断じて許すことができません。けれども、容疑者個人を糾弾し、措置入院や施設の警備を強化することだけでは何ら解決にはならないでしょう。この人権無視の認識がどのようにして生まれ、この異常な行動に至ったのかを考えると、それは決して容疑者本人の中だけで芽生え、醸成をされたものではなく、どこにおいても、誰の中にも生じ得るものではないかと気づかされるのです。幼いときから、さまざまな場面で一定の価値基準により序列化される競争社会の中で、誰もが差別と排除の意識にとらわれる危険性をはらんでいるのではないのでしょうか。差別と排除の対極は、多様性の積極的な肯定です。みんな違って、みんないいという多様な差異と個性を尊重し合える共生社会は、すなわち国連の障害者権利条約で提唱されているインクルーシブな社会の構築に向けて、皆で知恵を出し合い、力を合わせていきたいと思います」とつづらられているんですけれども、まさにそのとおりだと思います。

さまざまな障がいを抱えておられる方々を支援する法整備がなされておりますが、それ自体はよいことではあります。しかし、それが真の効力を発揮するには、先ほどから申し上げていますとおり、社会全体がその必要性を正しく知ることが前提です。折しも本年4月から障害者差別解消法が施行されております。知らないことが偏見を生み、差別につながります。あらゆる制度の確実な実施とさらなる拡充を目指すことと同時に、地域社会で理解と共有が広まるように、私たち議会も含め、政治に携わる全てで周知を図ってまいりたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は午後1時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時01分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、江崎貴大議員、お願いします。

○2番（江崎貴大君） 2番 江崎貴大でございます。

通告に従いまして、大きく分けて2問、質問をさせていただきます。

まず初めに、消防団活動への支援についてお伺いいたします。

近年、働き方の多様化により、地域の役員、消防団等の担い手が少なくなりつつあります。消防団の役割は大きく、地域防災力の強化はもちろんのこと、団員になることで地域への愛着を抱き、地域での人脈づくりができ、若者の流出に歯どめをかけることができる存在でもあります。

そのような中、企業の消防団活動への理解が必要であると考えます。消防団協力事業所表示制度という制度がございます。事業所として消防団活動に協力することがその地域に対する社会貢献及び社会的責任として認められ、その事業所の信頼性の向上につながることで、地域における防災体制が一層充実する仕組みになる制度です。

従業員が消防団に一定数入団していることや、従業員の消防団活動に配慮するなどの条件を満たすと認定し、消防団協力事業所の表示マークを使用し、企業のイメージアップができます。

一部自治体では、入札の際の加点等、優遇措置を行う自治体もございます。また、例えば消防団協力事業所や協賛企業から購入した副賞を、団員の間で決めたMVPに贈呈するということもできます。

消防団の活動に協力的な企業にとって、団員に積極的に参加させたい。団員も消防団に入ることにおっくうにならないと思えるような制度をつくっていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

近隣では津島市や稲沢市が消防団協力事業所表示制度という制度を活用しておりますが、この制度の利用や支援策の実施等の検討をなされてはいかがでしょうか、お伺いします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） お答え申し上げます。

消防団協力事業所表示制度の支援策につきましては、本市は現在行っておらんところがございますけれども、先ほど議員おっしゃられましたように、海部地区について見てみますと、津島市さんがやっておるわけなのでございますけれども、津島市さんに市が伺ったところ、認定件数は今のところ残念ながらゼロで、このため、他県の制度を研究しながら今後の動向を注視していくという意見は津島市さんからいただいたんですけれども、このほかに、愛知県においては、あいち消防団応援の店事業が検討されておりました、県内の消防団を支援するために、店舗や事業所等に消防団応援の店として登録いただき、団員や家族に割引サービスなどを提供するというものがございます。

私ども本市といたしましては、まずは愛知県との連携も考えながら消防団の応援をしたいと考えておりますが、他市の事例も踏まえ、より効果のあるものを検討してまいります。

また、団員間のMVP表彰につきましても、あいち消防団応援の店の事業とも絡めて推進

していき、また団員に積極的に参加していただける方法についてのお尋ねでございますが、団員確保については、本市に限らず全国的にも厳しい状況でございます。団員確保のための消防団加入へのPRや地域での自主防災活動への協力などでの活動への理解を深めていくなど、積極的に進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） その一方で、団員候補者となり得る個人の意識も最近変わりつつあります。家族を養うため、就職している企業での就労に加え、休みの日は副業をしている若者も多く見かけます。一昔前は、団員の仲間と飲食等楽しい時間を過ごすことが頑張った御褒美として、任務も頑張っていたという形でした。しかし、最近の若者の経済的社会的状況からは、余りそのような傾向を許してくれず、余裕のない生活を送っている人が多い現状です。団員個人に対する減税等の支援策は検討なされないでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 御答弁申し上げます。

団員個人に対する減税等の支援策の検討はなされないかということでございますけれども、個人住民税につきましては地方税法に基づいて課税されておるものでございまして、税率などが決められております。これは、国民の税負担の適正化、あるいは住民負担の均衡化を図っているものでございまして、これを減税することや税の控除をするということは難しいものと考えております。

市では、消防団員に対しまして、もちろん報酬の支払いや、訓練や出動の際には費用弁償として支給を行っております。また退職時の報償金については平成26年に5万円を引き上げ、積極的な支援を行っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 一番最初のほうの答弁にあったかもしれませんが、支援策の一つとして、近隣自治体の稲沢市では、頑張れ消防団応援事業所なるものを制定して、地元商工会と協力して、団員さんに特典サービスを提供する制度をつくって盛り上げています。例えば飲食店でドリンク1杯サービス、治療院・マッサージ店で治療代割引、美容院でトリートメントメニューサービス、ボウリング場でゲーム代割引など、わくわくする特典がいっぱいあります。団員さんにメリットがあるだけではなく、地元で飲食をしてもらったり、サービスを受けてもらうことで地元にお金を落としてもらうことにもなります。このような制度を商工会に働きかけていただくことは可能でしょうか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 消防団に加入していただく方にはメリットをとということでございますけれども、議員のおっしゃるようなことも考えられると思いますので、今後、稲沢市さ

んともども参考にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 検討をしていただけるということで、よろしくお願いいたします。

若者が消防団員になることで地域への愛着を抱き、若者の流出を防ぐ要因にもなりますので、知恵を出し合って対策を練っていただくことをお願いして、次の質問に移りたいと思います。

続きまして、弥富市における障がい者雇用に関して質問いたします。

ことし4月から改正障害者雇用促進法が施行されました。この法律による障がい者の雇用対策はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 大河内商工観光課長。

○商工観光課長（大河内 博君） それでは、障害者雇用促進法について説明をさせていただきます。

障がい者の雇用義務として、民間企業、国、地方公共団体は、法定雇用率以上の障がい者を雇用しなければならないと定められております。雇用義務の対象となる障がい者は、身体障がい者、または知的障がい者です。なお、精神障がい者は雇用義務の対象ではありませんが、精神障害者保健福祉手帳所持者を雇用している場合は雇用率に算定されることになっております。

この法定雇用率について、一般民間企業で50人以上の規模では2%、また国や地方公共団体で43.5人以上の規模では2.3%となっております。いずれの障がいも手帳を持っている方が雇用率に算定されます。

次に、障害者雇用納付金制度ですが、こちらは平成20年度から始まった制度です。年々対象となる事業者が拡大され、平成27年4月からは常時雇用している従業員が100人を超える事業主が対象になっています。

内容としましては、前年度の雇用障がい者をもとに納付金の申告を行い、障がい者の法定雇用率を下回る場合は納付金の納付が必要となり、障がい者の法定雇用率を上回る場合は調整金が支給されます。

これらの制度はいずれも国の制度ですので、ハローワークや独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構などで実施しております。

この障害者の雇用の促進等に関する法律が改正され、平成28年4月1日から施行されました。大きな改正点としましては、平成30年4月1日からは法定雇用率の算定基礎の対象に新たに精神障がい者が追加されることになっております。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） それでは、弥富市内の企業において、法定雇用率の達成状況等、障が

い者雇用の状況はどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 大河内商工観光課長。

○商工観光課長（大河内 博君） 市内の企業での障がい者雇用状況につきましては、市役所としては把握しておりません。ハローワーク津島で確認しましたところ、市内の50人以上の企業は25社ありまして、平成28年6月1日現在で、そのうち11社が法定雇用率を達成しているとのことでした。

津島管内全体では、平成27年度の障がい者の求人者数は508名、企業への紹介者数は836名、就職者数は290名であったということです。

また、商工会では障がい者雇用状況までは把握していないということで、確認はできませんでした。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 今御答弁いただいたように、一般の企業においてはそれぞれの事業主さんの事情があるとは思いますが、特に弥富市と提携をしている法人、例えば弥富福祉会であったり、そのような組織での障がい者雇用状況はどのようになっているのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 大河内商工観光課長。

○商工観光課長（大河内 博君） 障がい者の雇用状況を聞き取り調査を行いました。福祉会（輪中の郷）では4人、シルバー人材センター、社会福祉協議会では採用はしていないとのことでした。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 社会福祉協議会は福祉にかかわるところでございますので、こちらのほうでも雇用の方向を進めていただけるようお願いいたします。

続いて、弥富市役所においては障がい者雇用の現状はどのようになっているのでしょうか、お伺いします。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 弥富市役所における障がい者雇用の状況はという御質問にお答えさせていただきます。

平成3年に一般事務で1名、平成20年に用務員で1名、平成25年に一般事務で1名、平成27年に用務員で1名の計4名を採用しており、法定雇用率は達成しております。

法定雇用率は、地方公共団体は2.3%であり、弥富市の実雇用率は2.15%で、2.3%を下回っておりますが、法定雇用率から算出した障がい者必要雇用者数6人に対し、障がい者実雇用者数6名、こちらにおきましては、障がいの程度によりまして1人で2人というカウントができるということでございますので、今現状6ということで、法定雇用障がい者数を達成しているため、採用しなければならぬ障がい者の数がゼロとなり、法定雇用率を達成して

いるという状況でございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） それでは、その中で、身体障がい、知的障がい、精神障がい等のそれぞれの内訳はどうなっているのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 身体、知的、精神障がい等のそれぞれの内訳はという御質問についてお答えさせていただきます。

身体障がいの採用は3名、知的障がいの採用は1名でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 精神障がい者の雇用はゼロということでしたが、近年、精神障がい者がふえつつある傾向にあります。そのような方の雇用の割合をふやす考えはないのでしょうか。

身体障がい者であれば、ハンディを取り除くことによって対応できるのですが、精神障がい者にとっては、今までどおりの従来の働き方という考えでは、働く当事者にとっても受け入れる側にとっても負担とリスクが大きくなります。新たな働く場の創出や働き方の転換という大変な作業が伴ってしまいますが、市役所が率先して行うべきことだと考えます。

精神障がい者は、適切に指示を出し、感情のコントロールができる状況下を維持することができれば、真面目に作業をし、個々人の特性をうまく利用することもできます。

障がい者を雇用する配慮として、例えばある民間企業においては、特定の人が指示を出し、急な仕事の変更はしない、優先順位をつけて仕事を与える、混乱したときに落ちつく場所を提供するなど、工夫をし、長く戦力として力を発揮してもらっている実例が多くあります。

精神障がい者の雇用に関して、これまでどのように検討されてきたのか、また今後どのように検討していかれるのか、お伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 精神障がい者の方がふえつつある傾向にある中で、市として、採用について、過去からどのような格好で検討してきたかという御質問でございますが、過去の障がい者の採用時におきましては、受け入れ体制の整備、障がいの特性に合う業務を検討し、精神障がいだけでなく、身体障がい、知的障がいを募集させていただいておりました。現在、法定雇用率は達成しておりますので募集いたしていませんが、法定雇用率が達成していればそれでいいとは考えておりません。法定雇用率は5年ごと、平成30年の4月に再度見直しがある予定でございますが、それに合わせて、障がい者の特性に合うような業務を検討し、新たな雇用の創出に向けて取り組んでいきます。よろしくお願いま

す。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 江崎議員に御答弁申し上げます。

今、弥富市では、身体に障がいのある方、知的な障がいをお持ちの方、そしてまた精神的な障がいをお持ちの方、非常にふえておるわけでございまして、全体の数としては1,800から1,900名ぐらいお見えになるような状況でございます。特に最近では精神的な障がいをお持ちの方が非常にふえてきているというのが私どものまちにとっても一つの顕著なあらわれかなあと考えております。そういった方が地域の中で、あるいは家庭の中で、そしてまた我々行政がどのような形で応援をさせていただくかということにつきましては大変重要な問題であろうと思っておるところでございます。

先ほどその方たちの就職、いわゆる仕事の場というお話でございますけれども、身体に障がいのある方、あるいは知的な障がいのある方につきましては、法定雇用率の問題の中で私ども行政といたしましてもクリアをさせていただいておるところでございます。しかしながら、精神的に障がいをお持ちの方をどのような形で行政の場の中で仕事をしていただくかということにつきましては、我々も相当勉強していかないとその人のためにならないとも思うわけでございます。

そうした形の中で、関係市町村、自治体との連携の中で、どのような状況で精神的な障がいをお持ちの方を雇用してみえるかということについては我々も勉強していきたいと思っております。

先ほど課長が答弁しましたように、新たな雇用の創出に向けて、これからもしっかりと勉強していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 最初の質問でも御答弁いただいたとおりに、平成30年度から精神障がい者の方も障がい者枠の中に入り、法定雇用率が引き上げられるように今後なっていきます。また、最初の法律の説明をいただくところでなかったんですけども、採用の場面で、単に障がい者だからという理由で採用しないということはしてはいけません。また、採用後にも、障がい者に対する合理的配慮をして、自分の能力が発揮できるように壁となるさまざまなことを解決していく努力をしていかなければなりません。

精神障がい者を雇用しようと思うのであれば、人的環境と物的環境を整備していかななくてはなりません。人的環境は、ジョブコーチとして常に見ていなくてもいいんですけども、何かあったときに理解してあげられる、フォローしてあげられる信頼できる知識のある人を職場の中に配置しておく必要がございます。今現在いる人でフォローできるということであれば、言うことはありません。また、物的環境ですが、精神障がいの方は突然パニックにな

ったり、感情がコントロールできなくなることがあります。トイレなどにこもって大声を出したり、ひとり言を言ったり、刺激を遮断することによって落ちつきを取り戻したりするのがよくある例です。このようなときにひとりになれるスペースを用意してあげて、何かあったときにはそこで落ちつくまでクールダウンしていいよとアナウンスしておくことが重要になります。

精神障がい者の人に健常者と同じ枠組みで働けというのは、車椅子の人に歩きなさいと言っているのと同じようなことです。

いろいろな雇用の場を創出するのはもちろん大事なのですが、精神障がい者を受け入れるにはそのための環境整備が重要だと考えますが、環境整備を進めていくお考えは市としてはございますでしょうか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 環境整備をしていくかというような御質問でございますが、まず市としてはどのような業務を行っていただくか、いろいろな障がい、今、精神障がいというお話ですが、精神障がいに合うような業務を検討して、それに合うような状況で、今後、どのような業務があるかを確認した上で募集をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 受け入れ側の体制が整っていないと、平成30年度からせつかく改正されるので、受け入れた場合に長く働くことができないということが懸念されます。そのようにならないように今から進めていくことが大切なんじゃないかなと。知識も含めて環境を整えていくことが必要なんじゃないかなと考えます。一人でも多くの障がい者の方が経済的に自立をして、税金を納めることができるようになっていただかなければならないと思います。そのためにも、市が率先して、精神を含めた障がい者雇用を進めていただけるようお願いいたします。私の質問を終わります。

○議長（武田正樹君） 次に、早川公二議員、お願いします。

○9番（早川公二君） 9番 早川公二でございます。

今回は、大きく2点質問していきたいと思えます。

まずは人口減少について。以前、27年の9月議会でも質問させていただきましたテーマでございます。

その際の市側の答弁で、本市の現状と課題を踏まえ、今後の人口減少問題に対応していくには2つの方向性が考えられます。1つは、出生率を向上させることによって人口減少に歯どめをかけ、将来的に調和的な人口構造を目指すことであり、もう1つは、転出の抑制と転入の増加によって人口規模の安定と確保を図ることです。この2つの対応を同時並行的かつ

相乗的に進めていくことが必要となっていく。また、一方で、当面は避けることのできない高齢化、人口減少社会を前提とした効率的かつ効果的な社会基盤を構築していくという観点を持つことも求められます。こうした観点から、本市の今後の取り組みにおいて目指すべき将来の方向として4つの基本方針を上げますとあって、1. 産業を振興し、安心して働ける場をつくる、2. 地域の魅力を磨いて発信し、人の流れをつくる、3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、4. 活力ある地域をつくり、バランスのよい発展を目指すとの答弁でございました。この4項目についてのその後の進捗状況をお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） それでは、御答弁申し上げます。

平成27年9月議会においての当時策定中でございました弥富市人口ビジョンの中におきまして、目指すべき将来の方向、先ほど議員がおっしゃった4つの方向で、おおむね国に準じて基本方針として考えておりました。この時点におきましては、具体的な戦略・施策は検討中である旨をお伝えいたしました。

その後、人口ビジョンとあわせて策定することとなっております総合戦略の基本目標との整合性を求めることから、最終的には、先ほどの1のところは、安定した雇用を創出する、2が新しい人の流れをつくる、3番目が若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、4として、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに地域と地域を連携するといった4つの基本方針を掲げることとしたところでございます。

弥富市人口ビジョンにつきましては、本市の人口に関する現状と課題を把握し、本市の目指すべき将来の方向を示すため、平成72年、2060年でございますが、将来展望人口を定めた長期ビジョンとなっております。

この4つの基本方針は、弥富市まち・ひと・しごと創生総合戦略において基本目標として掲げ、それぞれ取り組むべき施策、事業、数値目標、重要業績評価指標（K P I）を設定し、高齢化、人口減少に伴う地域の変化に柔軟に対応しつつ、地域資源を最大限に活用しながら、直面する課題の解決を図り、住民が将来にわたり安全・安心で心豊かに生活できる環境づくりを進めております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 早川議員。

○9番（早川公二君） 弥富市まち・ひと・しごと創生総合戦略の数値目標を設定したということですが、この数値目標と重要業績評価指標（K P I）の前提の仕方というのを伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） この数値目標につきましては、総合戦略の中ではこの基本目標の達成に向けて、どのような政策を推進していくかを基本的方向として、基本目標ごとに地域

の実情に応じながら、5年間の計画期間のうちに実施する施策を取り組むべき施策として盛り込んでおります。

総合戦略には基本目標ごとに5年後の数値目標を設定しており、また取り組むべき施策については、それぞれに対し客観的な重要業績評価指標（KPI）を設定しております。

この数値目標や重要業績評価指標（KPI）の設定に当たっては、各担当課におきまして取り組む施策、事業の内容、人口動態、社会情勢等を勘案して算出しておるところでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 早川議員。

○9番（早川公二君） 数値目標と重要業績評価指標がここに載っておるんですが、見ると、平成26年度と5年後の31年度の目標、指標というのが載っているんですね。5年後も推計では人口減少するというふうに言われておって、例えば5年後に人口がふえていくよとなっておるのであれば、この目標数値が上向きでも納得がいくところなんです、私が調べたところ、5年後にはおおよそ四百二、三十人減るといふ推計にもなっておりますので、目標の根拠についてお伺いしていきます。

まずは基本目標1の安定した雇用を創出するという部分で、市内事業所就業者数、平成26年2万3,614人、これを平成31年度には2万4,800人、製造業における事業所数、平成26年度154事業所、平成31年度には160事業所、製造業における従業員数は、平成26年度5,002人、平成31年度では5,250人、全産業における事業所数、平成26年度2,202事業所、平成31年度2,300事業所となっております。この根拠をお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） それでは、基本目標ごとの数値についての御説明を申し上げます。

市内事業所就業者数でございますけれども、平成26年度2万3,614人で、平成31年度2万4,800人という目標を掲げておるところでございますけれども、こちらにつきましては、各年度1%の5年分を見込んで算出したものでございます。これにつきましては、経済センサスの従業員数を見込んで想定しておりますので、経済センサスの実施済みが28年度ではございますけれども、結果は来年になると思われまので、それを見ながら、また調整していきたいと思っております。

次に、製造業における事業所数でございますけれども、154事業所が31年度には160事業所。こちらにつきましても、経済センサスの製造業事業所数によりおおむね1年に1件、少ないですけれども、年1件の増を見込んで算出したものでございます。

また、製造業における従業員数でございますけれども、26年度が5,002人で、31年度5,250人ということでございますけれども、こちらも経済センサスの製造業従業員数よりおおむね

年50人の増を見込んで算出しております。

全体における事業所の数でございますけれども、2,202事業所のところ、2,300事業所と見込んでおりますけれども、こちらにつきましても、経済センサスをもとにおおむね20事業所の増を見込んで算出しておるところでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 早川議員。

○9番（早川公二君） 説明を聞くと、年1件だとか年50人だとか、おおむね20事業所という根拠なんですけど、もう少し具体的に細かいところの根拠を示していただきたい部分ではあるんですけど、時間の都合上、ここはあえてそこまでは突っ込みませんが、次回はそこら辺もきちんと聞いていきたいと思っております。

次に、2番の新しい人の流れをつくるという項目の中で、人口社会増減数が、26年度はマイナス18人、31年度65人となっております。このマイナス18人というのは、転出者が多くて転入者が少ないということなんですかね。転出のほうが18人多かったという解釈でいいのか、ちょっとその点を1点お伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） そのとおりでございます。

○議長（武田正樹君） 早川議員。

○9番（早川公二君） 社会増減数マイナス18人、31年度65人。市のホームページアクセス件数、平成26年度で25万3,382件、平成31年度は40万件にすると。20歳から49歳の社会増減数、平成26年度はマイナス3人、平成31年度が46人。市内高校の市イベント（春まつり、健康フェスタ、盆踊り等）参加者数、平成26年度280人、平成31年度400人。観光入り込み客数、市内観光施設等の利用者数ですね。平成26年度60万人、平成31年度65万人。三花まつり（春まつり、芝桜まつり、藤まつり）の入り込み客数、平成26年度2,2万人、平成31年度3万人。この部分も全て数字が上向きで設定してあります。この根拠をお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 基本目標2の新しい人の流れをつくるの中の数値目標でございますけれども、人口の社会増減数、マイナス18のものを平成31年度は65人ということで考えておるところでございますけれども、弥富市人口ビジョンにおきまして、平成27年から32年にかけて324人の社会増、転入超過。先ほどの反対なんですけれども、その部分を見込みまして、5年間を平均値化して算出したものでございます。

次の市ホームページのアクセス件数でございますけれども、これにつきましても、平成27年3月1日のホームページリニューアルによりましてアクセスしやすい環境にしたことや、タイムリーな情報発信をすることにより、現状の約1.5倍のアクセス数の増加を見込んでおります。これにつきましては、スマホのさらなる台数の増とか、スマホではなくても、ガラ

ホとか、そういうのもふえてきますので、その分も見込んで算定しております。

次に、20歳から49歳の社会増減数でございますけれども、こちらマイナス3人で、増が46人ということでございますけれども、これにつきましてもやはり先ほどと同じで、弥富市人口ビジョンにおいて、平成27年から平成32年にかけて229人の社会増、転入増加を見込んでおり、その5年間を平均値化して算出しております。

具体的な次の項目でございますけれども、市内高校の市イベント（春まつり、健康フェスタ、盆踊り等）の参加者数につきましては、280人を倍近い400人ということで31年度に予定しておりますが、こちらにつきましては、今まで海翔高校さん及び愛知黎明高校さんの生徒さん方が市のイベントにボランティアで参加していただいておりますけれども、市との協働をより強化するために、海翔高校及び愛知黎明高校さんへの一層の働きかけによりまして1.5倍の参加を見込んでおるところでございます。

次に、観光入り込み客数でございますけれども、60万人を65万人ということで、平成26年度に出した算出方法につきましては、愛知県が報告している数値、海南こどもの国、弥富野鳥園、名港ゴルフ倶楽部、歴史民俗資料館の入場者数の実績より算出しております。31年度の算出方法につきましても、各観光施設のイベント情報などをホームページやツイッター等を活用して情報発信することで、おおむね1万人の来場者数の増加を見込んでいるところでございます。

続きまして、三花まつり（春まつり、芝桜まつり、藤まつり）入り込み客数でございますけれども、平成26年度2.2万人を3万人ということで、平成26年の算出方法につきましては、3つのイベントのおおむねの実績により算出しておりまして、春まつりが1万5,000人、芝桜まつりが5,000人、藤まつりが2,000人という実績ということで算出したものでございます。31年度につきましては、各まつりのイベント情報について、ホームページ、ツイッター、これも同じようなことでございますけれども、情報を広く発信するというので、口コミも含めまして約50%の来場者数の増加を見込んでいるところでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 早川議員。

○9番（早川公二君） これも、おおむね年何万人とか、非常に大ざっぱな根拠かなあとと思いますが、これもまた質問していきたいと思っております。

次、3番の項目です。若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるというところで、合計特殊出生率、平成24年1.56から平成31年1.62。子育て世帯の転入超過数、平成26年度がマイナス16世帯、平成31年度が10世帯。結婚活動相談支援登録者数、この総合戦略のものには平成27年3月の数字は載っておりませんが、調べていただきまして、これは平成28年3月の11人から、平成32年3月が30人。出会い創出事業、これは平成27年度2事業、平成

31年度に4事業。結婚活動相談支援事業を通じた成婚数、平成27年度ゼロ、これを平成27年度から平成31年度累計で5組にすると。出生数を、平成26年367人から平成31年390人となっておりますが、これも根拠をお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 基本目標3の若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるという数値目標の件でございますけれども、合計特殊出生率につきましては、平成24年の算出のデータでございましたので、これにつきましては、人口動態、保健所が出しておる市町村別統計の数値を引用したものでございます。

31年の算出方法につきましては、平成32年の合計特殊出生率の仮定値が約1.62となっておりますので、平成20年から24年の1.56を平成24年の実績値とするのと同様の考え方で、平成30年から34年を1.62として、平成31年の目標値としたものでございます。

こちらにつきましては、愛知県において、平成27年度1.49で、国においては1.46という合計特殊出生率がございますので、本市におきましては一応それよりは高くなっておるんですけれども、そのような目標値を掲げております。

次の子育て世帯の転入超過数でございますけれども、こちら26年度は残念ながらマイナス16世帯となっておりますが、平成31年度にはプラス10世帯ということで目標を掲げております。この算出方法につきましてはでございますけれども、高校生までの子供がいる世帯の転入転出届け出状況から算出しておるものでございます。31年度の算出方法につきましては、子育て支援施策のさらなる充実といいますか、情報提供も含めまして、情報発信により、各年おおむね5世帯ずつ子育て世帯数の転入超過を見込んだものでございます。

次に、結婚活動相談支援登録者数でございますけれども、こちらにつきましては、平成32年の3月で30人ということ算定しております。先ほど議員もおっしゃいましたが、27年の算出方法は、開始していないので実績がないということでございましたが、ことしの28年3月現在では11人ということで御報告いたしました。32年3月の算出方法でございますけれども、28年度から31年度を各6人掛ける4年といたしまして、27年度を15人、それから28年度から31年度を各年度6人掛ける4年ということで、計39人のうち、5組が成婚したとして10人が登録解除して、減る方もおりますので、30としております。

出会い創出事業につきましてでございますけれども、こちらにつきましても、先ほどの実績はないんですけれども、27年度に婚活を行ったということで、事業数は2事業ございます。31年度には4事業実施していきたいということでございます。31年度の算出方法は、社会福祉協議会、今でもやっていただいておりますけれども、このイベント3事業と、JAさんなり、民間の婚活イベントを1事業見込んでおるところでございます。

結婚相談支援事業を通じた成婚者数でございますけれども、こちらにつきましても、27年

度から31年度の累計として5組を掲げております。こちらの算出方法でございますけれども、27年度から婚活相談支援事業を始めておりましたので、平成28年度から、年1組掛ける4回プラス1組を見込んでおるんですけれども、5組を目標として算出しております。

続いて、出生数でございますけれども、367から390ということで数値を上げておりますが、26年につきましては住民基本台帳の実績でございます。31年の算出方法につきましては、合計特殊出生率の伸び率、先ほどのを計算しますと3.8になりますので、それをもとに4%増として、367人掛ける1.04ということで381人が出るんですけれども、もうちょっと期待値ではないんですけれども、それを含めて390ということで目標を定めております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 早川議員。

○9番（早川公二君） 成婚数、28年度から年1組なんで、27年度がゼロで、28年度からやっていきゃあいいことだなと思っておるかもしれませんけれども、実際27年度がゼロということは、28年度もしっかり頑張らないと年1組にはならないのかなと思いますので、しっかりやっていていただきたいと思います。

次、4番の、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するの部分で、ここは1点だけです。地域づくり補助金を活用した団体数、平成26年度69団体、平成31年度80団体、この根拠をお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 基本目標4の時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するという基本目標の中の、地域づくり補助金を活用した団体数でございますけれども、実績、26年度は69団体でございますが、平成31年度には80団体ということで算出しておりますが、これから市民との協働ということは非常に大切なことでございますので、これからもどしどし地域づくり補助金を活用していただきまして事業に取り組んでいただきたいということで、各年度2団体の新規の団体の活用を見込んで算出しておりますのでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 早川議員。

○9番（早川公二君） それぞれもっともっと、本当はKPIとかあるんですけれども、私が特に気になった部分の根拠の説明をいただきましたが、この数値目標、KPIをその数値目標どおりに達成していくのにどのように進めていくのか、お伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 総合戦略の進行管理といたしまして、特に結果重視が重要視されておりました、数値目標や重要業績評価指標（KPI）の達成度を毎年度PDCAサイクルによりまして効果検証を行ってまいりたいと思っております。

効果検証につきましては、総合戦略推進会議において行いまして、毎年度、施策・事業の進捗状況や数値目標、重要業績評価指標（K P I）の達成状況などの検証を行いながら、必要に応じて施策・事業の見直しなどを行いまして、先ほどのP D C Aサイクルによる総合戦略の進行管理を行ってまいりたいと考えております。

なお、今年度におきましては、11月ごろに効果検証のための会議を開催する予定をしております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 早川議員に御答弁申し上げます。

今までの地方創生という形の中での総合戦略、昨年、私どもが策定した総合戦略につきましては議員各位にもお配りをさせていただき、それを5年間の一つの計画指標としてまとめさせていただいたものでございます。ことしが2年目という形の中で、議員のほうからも改めてまたこういう御指摘をいただくということは大変私どもとしてもありがたいなと思っております。

その中で、弥富市のまちづくりをどうしていくんだ、あるいは人口という形の中で人づくりをどうしていくんだ。そしてまた企業誘致という形の中で、仕事の間、いわゆる雇用の場をどうしていくんだということが非常に大きな課題であり、またそれは人口減少社会、少子・高齢化社会の中において喫緊の課題であろうとも共通認識をしておるところでございます。

そういうようなことを進めるためには、必要なのは財源でございます。私どもといたしましては、自主財源だけではなかなかこれを到達することが難しい部分もあるわけです。民間の活力を利用する、あるいは金融界のお金を利用させていただくというような状況の中で、バランスのある成長を遂げていかなきゃならないだろうとも思っておるところでございます。我々が自主財源だけでやっておっても、なかなか大きく発展をしていかないということで、適度ある起債を発行しながら、あるいは借金をお願いしながら、これをまちづくりに結びつけていくということの施策も必要だろうと思っております。

そういう状況の中において、私どもの財政力というものを、これから将来に対して、財政力ということについてもお示しをさせていただいております。新たにそういうようなことに対する財政力の問題を注視しながら、しっかりとまちづくりをしていくということが大事だろうと思っておりますので、議員各位の御協力もよろしくお願い申し上げたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 早川議員。

○9番（早川公二君） 財政力が非常に大事という市長のお答えでありました。

それも大事なんですけど、この総合戦略をどのように進めていくかということで、私が今回

言いたかったのは、市側だけではこの目標は達成できないと自分は考えているんですね。どうということかということ、市民4万4,000人総活躍ぐらいにやっついていかないとこの目標は達成できないんじゃないかと自分は考えています。

これでも市内事業所就業者数をふやすとなっております。具体的にどういうふうにふやすのかなともっと突っ込んだ質問をして、もっと細かい根拠を示していただきたいかったところであるんですが、この部分をとっても、市内の全ての事業所に31年度までにこれだけふやしますから協力してくださいねという働きかけとやってないですよ、きっと。そういうことを事細かくやっついていかないと、この数値目標というのは決して達成ができないんじゃないのかなと、そのように思っております。

あと、祭りに関しても、観光入り込み客数を5万人ふやすとなっておりますけれども、どうやったらふえるのかなあと。本当にもっと細かい根拠を示していただきたいところでもありますが、これもやはり市民と行政が一体となって、市民の方でもイベントをやっている方とか見えますので、そういうところにも声をかけて進めていこうとしているのかということなんです。

何にせよ、この目標については市役所だけで達成ができる問題じゃない。市民一体となり、4万4,000人総活躍を目指してやっついていっていただきたいなということをお願いしまして、この問題については終わらせていただきます。

次、名古屋競馬場について、知事は名古屋競馬場を弥富トレーニングセンターへ移転するための検討を行うことを打ち出しましたが、現状の進捗ぐあいというか、現状の情報というか、本当にこちらに来るのかということ、知っている範囲内でいいもんですから、お伺いします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 名古屋競馬場の弥富トレーニングセンターへの移転ということについての御質問でございます。

ことしの3月に大村知事から公室のほうへ来いということでお話をいただきました。どういってお話かなあといろいろと疑心暗鬼しながら行ったわけでございますけれども、名古屋と愛知県でアジア大会を共同開催していきたいということでございました。それは2026年、これから10年後になるわけでございますけれども、そういうことが大前提にはなるわけでございますけれども、このアジア大会が決定するならば、今の名古屋の土古にございます名古屋競馬場を選手村にしていきたいということでございました。そして、現在の名古屋競馬場を弥富のトレーニングセンターのほうへ移転するという形でのお話でございました。

大変結構なお話でございますので、ぜひこのことが可能になるように御努力ください。また、私どもとして、御協力できる部分がありましたら協力もさせていただくというようなこ

とでお話をいただいたわけでございます。

現在、アジア大会が名古屋市との共同開催ということの中で、河村市長と大村知事とのいろいろなお話し合いがあるわけでございますけれども、私はいい方向に行っていたきたいということを思っております。全体の運営費、財源が非常に大きいという形の中で、河村市長の立場もよく理解できるところでございます。市民に説明をする、議会に説明をするということに対して、しっかりとした数値をいただきたいというのが名古屋市の考え方だろうと思っております。

しかし、明日、東京でI O Cの大会、そしてまた9月25日にはベトナムでO C A、いわゆるアジア・オリンピック評議会が開催をされます。そうした中で、市長と知事が同一步調をとっていただけるだろうということを思っております。

9月25日にベトナムのダナンの評議会で決定されれば、私は、この3月にお聞きした大村知事の話というのは具体化していくんじゃないかと思っておるところでございます。

そのときにも、ことし予算をつけて、いろいろと検討したいというお話もいただきました。名古屋競馬場の移転についての予算をつけて検討していきたいという話がありました。そうした形の中で、今、移転の可能性を検討するための名古屋競馬将来構想検討調査ということが県のほうで行われております。それが今、真っ最中であるというふうに思っております。そして、本年12月に中間報告をしていくということでございます。そして、平成29年3月には最終報告を示していくということになっておりますので、来年3月の最終報告について、必ずやいい方向で御決定していただくことを強く要望しているところでございますので、弥富市民も含めて、全員でこの吉報を待ちたいというところが現状でございます。

○議長（武田正樹君） 早川議員。

○9番（早川公二君） まだ決まらないということではあるんですが、私は、絶対決まると信じております。そんな中で、気の早い話かもしれませんが、まず一番問題になってくるのは、利用者の公共交通機関をどうするのかということが一番問題じゃないのかなと思っております。

ちなみに土古競馬場の来場者数、26年度16万1,713人、27年度15万9,250人。このうち公共交通機関を利用する人というのは、細かい調査はやっていないみたいなんですけど、おおむね4割ぐらいだということで、年間の開催日数が112日だか113日ぐらいだったりするんです。計算すると、大体1日の公共交通利用者数というのは570人前後ぐらいじゃないのかなというふうに考えております。その辺は決まってからの話なんでしょうけれども、今の公共交通機関をどう整備していくかという考えがあったら、一度お伺いしたいと思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議員も御承知だと思いますけれども、今、競馬場の売り上げというの

は、その大半がネット販売。インターネットで競馬に参加して楽しんでいただくというような状況で、現場まで足を運ばれて競馬観戦というものが大変少なくなってきたというような状況でございます。しかし、このネット販売そのものが急速に伸びておるものですから、名古屋競馬場も累積赤字が非常に大きいわけでございますけれども、いわばV字回復のように、今、好成績になってきている。もうあと数年すれば黒字化になるんだろうというようなお話もいただきました。

そして、今、名古屋競馬場の移転の問題について、いろんな検討会議を企ててみえるということでございますので、当然そういったような人の流れ、人の動きということについても検討が加えられるだろうと思っております。

私が一番最初に知事に、あるいは河村市長にお願いしたのは、南部の交通機関の活性化をぜひこの名古屋競馬場とともにお願いをしていきたいということをお願いしました。市バスの名古屋への乗り入れであるとか、あるいはいろんな交通機関に対して、この競馬場、並びに西部臨海工業地帯、そして南部の交通アクセスというような状況でお願いをしていきたい。一番いいのは、あおなみ線を長島温泉まで引っ張っていただくのが一番いいですよということも加えながらお話をさせていただいておるわけでございますけれども、今この段階で最終的にお答えをいただけるようなところではございませんので、これからも西部臨海工業地帯、あるいは名古屋競馬場との交通アクセスについてのお話をさせていただきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（武田正樹君） 早川議員。

○9番（早川公二君） 市長の言うとおりに、ネットでの売り上げが大半だということではあるんですけども、実際現場でリアルに競馬が見たいという方は見えますでしょうし、ナイター設備を完備したら、今以上に人がふえるかもしれないという可能性もありますし、立地条件も湾岸のすぐ近くだということもありますし、今のところに比べても、車で来る人たちの交通の便というのは非常にいいんじゃないのかなと私は考えておりますので、何にせよ、これは決まってからのことですので、また決まったら、この件に関しても再度質問していきたいと思えます。

以上、終わります。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は2時15分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時05分 休憩

午後2時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、鈴木みどり議員、お願いします。

○6番（鈴木みどり君） 6番 鈴木みどり、通告に従いまして質問をさせていただきますが、質問の前に、昨年10月に起きました佐古木地区における火災後の残存物がきれいになりましたこと、関係者の皆様に深くお礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは、一般質問に入っていきたいと思います。

初めに、後期高齢者医療制度についてお伺いしたいと思います。

2025年には団塊の世代が75歳となり、推定3,657万人が後期高齢者になろうとしています。平成20年4月1日から75歳以上の高齢者に係る医療については、財政基盤の安定化を図るという考え方から、今までの医療保険から独立した後期高齢者医療制度が実施されることになり、この運営は全市町村が加入する特別地方公共団体である広域連合が担うことになりました。

この保険の対象となる方は、75歳以上の方、65歳から74歳で一定の障がいのある方です。75歳からの加入については手続は要りませんが、65歳から74歳で一定の障がいのある方については申請をしなければいけません。これは各市町それぞれの対応のようですが、弥富市についてお伺いします。この加入率はどうなっているのでしょうか、お願いします。

○議長（武田正樹君） 佐藤保険年金課長。

○保険年金課長（佐藤栄一君） では、鈴木議員の御質問にお答えさせていただきます。

後期高齢者医療制度の対象になる方は、今、鈴木議員が言われたように、75歳の誕生日から加入していただきます。加入については手続のほうは要りません。

なお、65歳から74歳の方で一定の障がいのある方は、申請により加入することができます。一定の障がいのある方でございますけれども、まず1番が、身体障害者手帳1から3級の方、2番、身体障害者手帳4級で、音声とか言語、下肢に障がいのある方、それから3番、療育（愛護）手帳A・B判定の方、4つ目といたしまして、精神障害者保健福祉手帳1・2級の方が対象になります。

現在の加入状況でございますが、後期高齢者医療の被保険者数は平成28年7月末現在で弥富市5,219人お見えです。うち、65歳から74歳で一定の障がいのある方の加入が271人になっております。また、一定の障がいのある方で後期高齢者医療の対象になる方はほとんどの方が申請をされ、加入されるという状況でございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 今お話を伺うと、ほとんどの方がこちらのほうに加入されているということですね。市のほうとしては、別にどちらを選ぶかというアドバイスみたいなことはもうしなくてもいいという形になっているんですね。

○議長（武田正樹君） 佐藤保険年金課長。

○保険年金課長（佐藤栄一君） あくまでも選択になりますので、手続をされる前の役所での手続とか方法を御説明させていただきます。

まず、対象年齢の方、65歳以上の方で障害者手帳を新規に取得された場合につきましては福祉課で手続を行われますので、福祉課のほうから保険年金課のほうに案内がございます。また、手帳を所持されており、年齢到達された方については、市役所のほうから該当者の方へ御案内をさせていただきます。対象者の方にそれぞれ一応制度の御説明をさせていただくわけなんですけれども、アドバイスというか、御説明の内容の中で特に注意することがありますので、2点ちょっと御報告をさせていただきます。

1点目が、後期高齢者医療制度に加入していただきますと、後期高齢者福祉医療給付制度が利用できます。その利用におきまして、医療費の自己負担分の助成を受けることができます。ただし、加入をしていただきますと、後期高齢者医療制度の保険料が賦課され、納付していただくということが出てきますので、この点につきましては窓口できちっと御説明をし、御理解をいただいて申請をしていただいているという状況でございます。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） これに加入するかどうかというのは、本人の選択というのか、自由になっていますので、後期高齢者福祉医療費給付制度を利用するには、この後期高齢者医療制度に加入しなければ、これが利用できないということなので、ちょっとお聞きしました。

平成28年、29年の保険料については、平成26年、27年度に比べ、年額が8万2,144円から8万4,035円に改定されました。これは、被保険者1人当たりの医療給付費が伸びたこと、高齢者人口が増加したことにより後期高齢者負担率が伸びたことが理由となっています。

そこで、弥富市について、この事業の概況と状況をお聞きしたいと思います。過去5年間を振り返り、保険者数の推移をお聞かせください。

○議長（武田正樹君） 佐藤保険年金課長。

○保険年金課長（佐藤栄一君） 過去5年間を振り返り、保険者数を御報告させていただきます。

過去5年間の被保険者数ですが、各年度末ということで御報告させていただきます。

まず、平成23年度4,413人、平成24年度4,591人、平成25年度4,723人、平成26年度4,895人、平成27年度5,137人で、平成23年度と比較しますと16.4ポイントの増加ということになっております。以上です。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 国民健康保険に加入していた方は自動的にこれが切りかわりますが、保険料は1人当たり8万4,035円と決して安いものではありません。所得の低い方については、9割、8.5割、5割、2割と軽減措置がなされていますが、徴収について、原則と

して年金からの天引きにより納めていただいています。しかし、年金の受給額などにより納付書や口座振替による徴収があります。

保険料の徴収について、収納率はどのくらいでしょうか。また、保険料が未納の方については、市はどのような対応をしていますか、お願いします。

○議長（武田正樹君） 佐藤保険年金課長。

○保険年金課長（佐藤栄一君） まず、1点目の御質問でございます。保険料の徴収についての収納率でございますが、平成27年度の収納率につきましては99.4%になります。なお、現年度分のみの収納率につきましては99.73%で、県の平均では99.56%になっておりますので、弥富市として、現年度分については県平均より上回っているという状況でございます。

続きまして、保険料が未納の方についての御質問でございます。

まず、現年度分の保険料につきましては、規定に基づきまして督促状や催告書の通知を送らせていただいております。

多くの方が納期限を忘れていたり、納付書を紛失されたという方が多いものですから、通知書を送らせていただきますと納付される場合が多くございます。

また、滞納保険料については、納付していただくよう電話、または戸別訪問を実施しております。特に納付が困難な場合におきましては、個別に納付相談として、窓口も含め対応をさせていただきます。以上です。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 弥富市では、短期保険を利用されている方は見えますか。

○議長（武田正樹君） 佐藤保険年金課長。

○保険年金課長（佐藤栄一君） 短期保険証につきましては、発行は弥富市のほうは実施しております。

〔「利用されている方もいるということですか」と6番議員の声あり〕

○保険年金課長（佐藤栄一君） 短期保険証を利用してみえる方はお見えです。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） ありがとうございます。

続いて、健康診査についてお伺いします。

健康診査の項目として、問診、計測、血圧測定、脂質検査、肝機能検査、代謝系検査、尿、腎機能検査がありますが、これ以外に受けられるものはありますか。また、これの受診率はどのくらいのものでしょうか。

○議長（武田正樹君） 佐藤保険年金課長。

○保険年金課長（佐藤栄一君） 今御質問の項目が基本項目になっておりますので、今お話を

していただきました項目のほうを検査していただきます。その検査の結果において、医師の方が必要というふうに判断をされた場合には、貧血検査、それから心電図、眼底検査がございました。

また、受診率につきましては、平成27年度では45.74%です。近隣の市を参考にお話しさせていただきます。津島市については43.50%、それから愛西市が39.30%、あま市が43.25%で、広域連合全体の数値が35.10ということで、弥富市は高い受診率を維持しているというふうに思っております。以上です。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 弥富市では、人間ドック事業助成はやっていますか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 人間ドック助成事業の御質問を受けました。

まず、健康診査と人間ドックの違いでございますけれども、健康診査は保険者が毎年実施することが定められておりますが、人間ドックは自分の意思でさまざまな検診を選択することができます。そして、最も大きな違いは、検査項目の数でございます。最低限の健康状態を調べるなら健康診査、より詳細に健康状態を調べたい場合は人間ドックを選ぶことになります。

健康診査は、生活習慣病のリスクに関する検査が主となり、基本的のがん検診は含まれておりません。

健康診査は、法律で定められた必要な項目を後期高齢者医療や国民健康保険加入者全員に受診してもらえるよう実施しており、高齢者の健康診査には個人負担はなく、健康診査の検査費用は全額弥富市が負担しております。

今後も健康診査を積極的に受診していただき、健康管理に役立ててもらうためにも、受診率の向上を最優先に考えております。

一方、人間ドックは検査項目が多く、より総合的な診断が可能でございます。がん検診、女性特有の病気を見つける女性検診を行うことや、脳梗塞など脳の病気を探すことができる脳ドックも行うことができます。人間ドックは費用も高く、ドックのコースはオプション検査の追加によってもかなり高額な費用になります。

人間ドックに対する助成については、健康診査の受診率の低下や個人の健診結果の入手及びデータの蓄積方法等の検討課題がございまして、弥富市では行っておりません。

市民の皆様をお願いしたいことは、健康診査は体全体を広く浅く調べて、異常の疑いがある方とそうでない方を見分ける基礎的な検査ですから、異常の疑いのある方は再度検査を実施してみないと正しい判断ができません。

よく病気と言われたから怖いからと再検査をためらう方がお見えになりますが、健康診査

を生かすためにも、自分の体を知るよいチャンスと思い、再検査の対象となったときは必ず再検査を受けていただくようお願いしたいと思っております。

また、健診の結果は日常生活の中に生かしてこそ意義があります。健診の結果や保健指導で受けたアドバイスをもとに日常生活を見直すなど、御自身のために今から健康づくりに努めていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 次に、一般的に価格が安く、医療費の節約に役立つと言われているジェネリック薬品の利用についてですが、ジェネリック薬品とは、製薬会社が開発した薬品の特許が切れた後に、別のメーカーが同じ有効成分でつくる薬のことです。新薬と同一の有効成分を同一量含み、同等の効き目があるにもかかわらず、価格が安いものです。

薬の開発には長い年月と膨大な経費がかかるわけですが、新薬は発明から20年程度、他社が製造販売できないよう特許権で守られていますが、それ以後は他社でも製造可能になるため、メーカーには国にジェネリック薬品として承認申請して、許可を受けると販売できるようになるというジェネリック医薬品は開発経費がかからない分、価格は安く設定されています。そのため、医療機関で使う薬代が安くなるというものですが、このジェネリック薬品を促進するために市としては何かしているのでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（武田正樹君） 佐藤保険年金課長。

○保険年金課長（佐藤栄一君） ジェネリック医薬品の推進についてでございますが、例年8月に被保険者証の一斉の更新を行っております。その更新時に、被保険者証に同封して、ジェネリック医薬品の希望カードを全被保険者を対象に配付を行っております。

また、広域連合におきまして、被保険者が先発医薬品をジェネリック医薬品に変更した場合に、自己負担額がどのぐらい軽減できるか試算したものの通知を出させていただいております。医薬品の種類や投薬日数、ジェネリック医薬品に変更した場合の効果額などから対象者を選定し、年2回送付を連合会のほうでしていただいております。以上です。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） ありがとうございます。

続いて、頻回受診についてお伺いしたいと思います。

受診適正化と言われますが、適正化とはどのくらいのものを言うのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 佐藤保険年金課長。

○保険年金課長（佐藤栄一君） 重複・頻回受診者の適正受診については、適正な受診の妨げや医療費の抑制との誤解を招くおそれがあり、明確な基準はございません。しかし、医療機関における適正受診をお願いするため、広域連合では1カ月に15日以上、同一医療機関に受診し、継続して3カ月経過している方を指導候補者といいますが、指導候補者の一定数を選

定しております。その指導候補者の方に健康相談ということで案内をお送りしております。その結果、訪問が可能な方へは広域連合から保健師を派遣し、健康に関する相談に応じているという事業を実施していただいておりますので、市としては定期的な訪問指導や健康相談は実施はしておりません。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） そうすると、訪問されて指導に入るわけなんですけれども、それがどのくらいあって、その結果、改善がどのくらい見られたかということは市ではわからないということになりますか。

○議長（武田正樹君） 佐藤保険年金課長。

○保険年金課長（佐藤栄一君） 弥富市の分で具体的な数字はいただいておりますので、その分については不明でございます。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 後期高齢者の方においては、約1割の方がひとり住まいをされています。

そんな中、ことしの1月からマイナンバーを申請することになっていますが、その意味を理解していただいて、その作業は順調に進まれたのでしょうか、お伺いします。

○議長（武田正樹君） 佐藤保険年金課長。

○保険年金課長（佐藤栄一君） 平成28年1月より後期高齢者医療に関連する申請書等に個人番号等を記載していただくようお願いしております。窓口において個人番号が不明の場合や通知カードをお持ちでないという方でも申請は支障なく受け付けております。それにより事務処理も適正に処理しておりますので、窓口のほうで特に問題は出ておりません。以上です。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 健康寿命を延ばすため、高齢者を対象に市においてもさまざまな取り組みがされています。

協定保養所利用助成事業として、健康の保持増進を目的として、1泊につき1,000円、最大4泊まで助成されるわけですが、田原市のシーサイド伊良湖、蒲郡のサンヒルズ三河湾、豊田市の百年草、犬山市のレイクサイド入鹿、桑名市の松ヶ島、東浦町のあいち健康の森プラザなどが利用していただける施設としてありますが、弥富市ではどれくらいの利用があったかということはわかりますか。

○議長（武田正樹君） 佐藤保険年金課長。

○保険年金課長（佐藤栄一君） 平成27年度の実績でお話をさせていただきます。

まず、利用してみえるところが、レイクサイド入鹿7人、松ヶ島171人、サンヒルズ三河

湾1人ということで、合計179人でございます。

県内市町村の中でも、被保険者1,000人当たりの利用率は弥富市が一番高くなっておりま  
す。以上です。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 健康寿命が男性で71歳、女性では74歳、平均寿命が男性80歳、女性  
86歳と、その開きは大きくなっています。この弥富市においても例外ではなく、今からの生  
活習慣が将来につながっていくと思います。

弥富市としても元気な高齢社会を目指して、さらなる生きがいがいづくりに取り組んでいただ  
くことを強く要望いたしまして、この質問は終わりたいと思います。

続いて、公共施設の調理室の利用現状についてお伺いしたいと思います。

弥富市に総合社会教育センターができて28年、もうすぐ30年になろうとしています。でき  
た当時は、とても大きな施設で、ある意味自慢の施設でした。しかし、30年近くもなると、  
あちらこちらと古さを感じるようになりました。それでも市民がなれ親しんできた社会教育  
センターの利用率はどこの場所もかなり高いものになっているのではないかと考えていま  
す。

今回、調理室についてお聞きしたいのですが、現在、各学区地区にはそれぞれの施設で調  
理室が設置してありますが、十四山地区においては公民館にあります。ここには冷暖房設備  
はありません。今どき冷暖房のない施設というのも不思議に思うのですが、十四山公民館の  
調理室の年間利用はどのくらいありますか。また、何月が多く利用されているのか。それ  
には何か理由があるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（武田正樹君） 安井生涯学習課長。

○生涯学習課長（安井文雄君） 議員お尋ねの十四山公民館の調理室の年間利用数ですが、平  
成27年度の1年間で93回、2,089人の利用となっております。

お尋ねの何月が多く利用されているかということなんですが、利用回数では毎月平均して  
おりますので、特段理由はありません。以上です。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 私も一度、夏に十四山の調理室を利用したことがあるんですが、窓  
が南と北の両方にあって、時間によってはとても風通しがよくて涼しく感じるのですが、こ  
んろも古い、昔、家庭でよく使われていたもので、グリルもない本当に薄っぺらい、2こん  
ろあるだけのものなんです。火力も弱く、風で火が踊ってしまって、なかなか定まらないと  
いう状態でした。そういう調理室ではありましたが、備品はきちっと整理してあり、とても  
感心しました。私は、ここが利用者が多いようであれば、せめてクーラーを入れるという  
とても大変、今までそれで来たわけなんですけれども、ガスこんろの取りかえとか、そうい

うものを新しく設置されたらどうかなと提案します。

利用が少ないとなかなかそういうところまで手が回らないかと思えますけれども、ぜひ考えていただきたいなと思っております。

今度は、社教センターの調理室についてお伺いします。

社教センターの調理室については年間どのくらいの利用がありますか。また、定期的に利用している団体はありますか。

○議長（武田正樹君） 安井生涯学習課長。

○生涯学習課長（安井文雄君） 社教センターの調理室の利用状況ですが、平成27年度は131回、3,307人の利用がありました。このうち、定期的に利用されている団体は3団体あります。以上です。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 社会教育センターの調理室は換気ができていないのか、鍵をあけて中に入るととても変なおいがするんですね。窓をあけようとしても、あくことはあくんです。だけど、カウンターの上に乗って、2人がかりで引っ張る形でないとなかなか窓もあかないという状況で、簡単にはあけられません。もちろん閉めるときも同じなんですけど、そして、床も汚れが最近とても気になるようになったんです。これ30年ぐらいたつんですよね。これが30年たつときに、あそこは土足で調理をしたり何かするところなんですけど、毎日掃除をしたとしても、年数がたっているんで仕方がないとも思うのですが、これは使ったことがある人でないとわからないことだと思うのですが、調理室、今まで開館以来、どこか直したところはあるんでしょうか。

○議長（武田正樹君） 安井生涯学習課長。

○生涯学習課長（安井文雄君） 総合社会教育センターは平成元年に開館しました。以来、市民の要望をお聞きしながら、簡易な修繕、それから備品の調達などを行ってまいりました。しかし、議員もおっしゃるとおり、建築から28年がたち、さまざまところで修繕が必要となっております。議員お尋ねの床の張りかえやにおいの根絶など、大規模な修繕は現在行っておりません。

今後は利用者が安全かつ快適に利用できるように、市民の要望をお聞きしながら随時修繕していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 修繕を考えていただけるのでしょうかね。そういうふうに理解しましたので。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 調理室について、私も大変申しわけございません。最近のぞいたこと

がないような状態で、我々の公の施設のさまざまところに傷みが出てきておることは重々承知をしているわけでございます。今、計画的に長寿命化ということを前提にしながら、修繕を加えてきている状況でございます。一度確認をさせていただき、しっかりと検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） ぜひ市長にでも本当に一度調理室を見ていただきたいと思えます。

床の張りかえとか、あと窓ですね。最低限、窓をあけられるようにしていただけると本当にありがたいなと思っております。希望としては、新品でつくっていただきたい。やっぱり弥富市の財政を考えると余り無理なことも言えません。最低限床の張りかえ、あと窓も何とかしていただきたいと思えますが、これは提案になるんですが、床を張りかえた場合、今、土足状態での使用となっていますので、せっかくもしかえていただければ、土足で利用するのではなくて、履きかえて調理室に入る。そういう状態にしていただければありがたいなと思えます。ほかの施設では、土足で調理をするという施設は、弥富市の中では社教センター以外はないと思えます。

社教センターの調理室は、十四山公民館に比べると空調もきいているし、明るいし、広いです。しかし、備品の管理は十四山に比べると少し雑に思えます。備品に対しても、何が必要で、何が不要なのかを、利用する団体に依頼してでも総点検をしたほうがいいと思えます。弥富市で一番大きな施設の中の調理室ですので、何度も言いますが、清潔できれいな状態の調理室に改装をしていただきたいなと思えます。これは、利用される多くの女性の方の強い要望ですので、よろしく願います。

これで私の一般質問を終えたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 以上で、一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時54分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 堀 岡 敏 喜

同 議員 炭 竈 ふく代